

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成22年9月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時57分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一(午前中欠席)
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	河邊 恵
--------	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長（井田義之） おはようございます。

赤松議員より遅刻する旨、届けが参っておりますので、報告をしておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き一般質問を続行します。

本日も6名の議員の一般質問を予定しております。

最初に9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9番（家城 功） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は事前通告いたしておりますように、地域の安心・安全にかかわる件といたしまして、府道野田川加悦線、また、自転車道につきまして何点か、町長のお考え、また、現状をお聞きいたしたいと考えております。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、まず、安心で安全、快適な町という言葉がよく使われますが、そのことについて、私の思いを少しお話しさせていただきたいと思っております。

安心で安全、快適な町、そこで生活したいのは、すべての町民の方が考えることだと思います。町長におかれましても、まちづくりの基本の一つとして、常に安心で安全、快適なまちづくりという言葉が上げられ、公約にも掲げられております。しかしながら、一言で安心、安全、快適な町といっても、暮らしの中、生活環境、交通、教育、自然、社会形成、ほかにもいろいろあると思いますが、あらゆる方面において中身の幅は非常に広く、また、町民の方の求められる方向や考えも、いろいろであり、大きなことから細かなことまで、すべてが充実した安心で安全なまちづくりをなし得ることは、なかなか難しいことであるのではないかと考えております。

では、どうすれば一人でも多くの町民の方が我が町、与謝野町で安心で安全、快適な町と感じて生活していただけるのでしょうか。私は、これらの大前提の基本として、行政側と町民側の意思の伝達、いわゆるキャッチボールがいかにかまできるかが大切ではないかと考えます。少年野球の監督に教わった言い方でキャッチボールを表現いたしますと、キャッチボールとは自分が投げるときは、受ける相手が受けやすいところをねらい。また、相手の能力に応じて強く投げたり、ゆっくり投げたりします。逆に自分が受けるときには、相手が受けやすいところに投げられることを信じながらも、ときにはそれる、暴投があるのではないかとということも予測しながら、呼吸体勢をとったり、しっかりと構えて目標をつくったりします。野球において基本中の基本であるキャッチボールが、しっかりできているかどうかで勝敗にさえ大きな影響がある。一番重要なことだと教わりました。

これを、先ほどの話に置きかえますと、要するに行政が今やろうとしていることをきちんと伝え、町民の皆さんが不安や不満を感じることを相手の気持ちになって聞けることが大切な役割で

はないかと感じております。

第1期太田町政におかれましては、情報化や都市環境整備、小学校、中学校の耐震工事、また、計画、また、住宅改修支援、消防、交通、・・・等々、ハード面においても、ソフト面においても多くの成果を上げられました。一方、新たな問題や課題、中途半端に未解決な事柄、まだまだ、町民に伝え、取り組まなければならないことはたくさん、あり過ぎるほどあります。少しでも多くの方が安心して安全、快適な町を実感できる与謝野町を目指し、日々、我々議員も行政と一体となり、キャッチボールをしっかりと行い一生懸命頑張っていくことが大切ではないでしょうか。

それでは、本題に入ります。まず、一つ目、府道野田川加悦線についてお聞きいたします。この件につきましては、平成18年9月議会におきまして、一般質問をさせていただきましたが、現在における状況や考え、また、今日までの取り組みについてお聞きしたいと思います。この道路につきましては、簡単に説明させていただきますと、道路計画は平成5年に立ち上がり、現在、着工が進められております府道野田川大宮線と連結され、三河内地区の山側を通り、出雲大社厳分祠の周辺を通り抜け、旧野田川加悦の境界をバイパスまでつなげる計画だとお聞きしております。三河内地区の山側の一部にはくい打ちもされ、早期実現に向け進められておりましたが、計画の途中で古墳があり、それ以来、手つかずの状態だと理解をしております。当時も、私は実現に向けてのお願い、また、今後についても強い要望を続けてほしいということで、お願いをいたしました。

そもそも、この道路は単に便利だけでなく、出雲大社厳分祠を通り抜けるということに深い意味があることも当時、お話ししております。現在、出雲大社厳分祠の参拝されます、京阪神を中心とした全国各地の方々は大変狭い地域の生活道路を通り、お越しになられます。年間、大小合わせて約200台のバスを初め、ピーク時には乗用車を合わせると1日で150台を超えることもあります。また、恵方と呼ばれる方角のいい年に当たると、この10倍近い数字になるということもお聞きしております。先ほども申しましたように、現在、参拝のためにお越しになった方が通行される道路は、家屋は道ぎりぎりまで建ち並び、わきには側溝があり、道幅も極めて狭い道路であります。加えて小学生の登下校、また、幼稚園の送迎ルートにもなっており、町内の中でも危険な箇所の一つと感じております。

そこで、質問に入りますが、まず、1点目、この道路周辺の三河内地区の生活空間の安心・安全の確保、また、着工の進む府道野田川大宮線、また、道幅が拡幅された町道岩屋川線との連結も含め、この道路が大変必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目、前回、平成18年9月当時ですが、再調査も含め実現に向けて要望を強くお願いしたところ、大変困難ではあるが要望を続けていくという答弁をいただきました。その後、4年間で、この道路について、京都府とどんな話がされたのか、どういう交渉をなされたのか、その経過や経緯について詳しくお話をいただきたいと思っております。

三つ目、前回、これも平成18年9月当時ですが、この周辺道路の三河内地区の方の安全を期するため、側溝の改修や改善を進めるとの話がございましたが、どういった計画で、その後、進んでおりますか、お聞きしたいと思います。まず、府道野田川加悦線にかかわる3点についてお聞きいたします。

次に、自転車道の防犯についてお聞きいたします。この件につきましては何度も何度も議会でお願いをいたしまして、京都府のLED照明事業により、やっとではありますが、試験的に野田川駅周辺にLED照明が整備されることになりました。説明では当初、昨年度末までに完成ということでお聞きしておりましたが、特殊な照明器具であるため、生産等の都合上、8月ぐらいから取りかかるとの返事がありました。現在、どのようになっているのか、詳しく教えていただきたいと思います。また、今後、自転車道全線に照明を延長していただきたいとの願いもしておりますが、今後の予定、どういった状況であるのか、そういったこともお教えいただければと思います。

以上、2点につきまして質問し、1回目の私の質問とさせていただきます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

きょうも暑いようでございますけれども、それぞれ頑張ってまいりたいと思います。

家城議員、ご質問の一番目、府道野田川加悦線についてお答えいたします。

1点目の、この道路の必要性についてと、2点目の、その後、京都府とどんな話がされているのかのご質問について、まとめてお答えいたします。

当路線は、府道宮津養父線を起点として、森林公園の前を通り、その付近から山間部に入り、旧野田川町と加悦町の境界付近に出てきて、ウイルの前を通り国道176号線に至るルートでございます。このうち森林公園を過ぎたあたりから山間部にルートが移りますが、この部分から旧町境界部分にかけてが未整備となっております。このルート上にはたくさんの古墳が存在し、その調査費用だけでも4億円から5億円が必要であるというふうに考えられるため、現状は平成11年度を最後に休止状態となっております。

当路線の整備は道路ネットワークを形成する上でも重要なことから、京都府に対し要望活動を展開してまいりましたが、古墳を回避することが非常に難しく、また、府道の改良が1.5車線改良を基本として現道拡幅の整備が主流であること。未整備ルートが新設区間であり、多額の費用が必要なことから費用対効果や京都府の財政事情を考慮すると、事業を再開することは非常に難しい、厳しい状況であるというふうに言われております。本町といたしましては、京都府の財政状況をもう少し見守り判断したいというふうに考えております。

次に、3点目の側溝の改修や改善の状況についてのご質問ですが、三河内幼稚園方面から流出してくる排水については、排水計画の見直しを行い、排水路整備をしたことにより町道三河内奥地線沿いの側溝が溢水することはなくなったと認識をしております。府道野田川加悦線が、先ほどの理由で先行きが不透明なことから、側溝に蓋をかける手段がありますが、近年のゲリラ豪雨は設計雨量を上回る、1時間に100ミリ前後の集中豪雨が全国的に発生しており、果たして蓋をかけることが妥当であるのか、思案をしている状況でございます。

また、付近の家の敷地が道路よりも高く、蓋をかけますと幅員は広がりますが、敷地への車の乗り入れが困難になるという問題もあり、果たしてご賛同いただけるかという点もでございます。いずれにしても、地域からの意見も伺いながら調整をしていきたいというふうに思います。

ご質問の2番目、自転車道の防犯についてお答えいたします。最初に現在の状況についてです

が、自動車道のLED歩道照明事業は、平成22年度を初年度として工事着手され、堂谷橋から府道下地野田川停車場線までの1.1キロメートルに設置されており、現在、試験点灯をしている状況でございます。平成23年度の設置場所は京都府からは堂谷橋から石田橋までの間であるというふう聞いています。

次に、設置箇所の範囲、完成予定、延長についてでございますが、京都府としては、利用者の状況を把握しながら設置をしていきたいと考えておられるようございまして、範囲、完成予定については未定でございます。なぜかと申しますと、自転車道に照明をつける経過は、この加悦岩滝自転車道線が京都府下で初めてであり、今後、ほかの路線についてもニーズが広がる可能性があることが理由だというふうにお聞きしております。この自転車道は、通勤や通学だけでなく、ジョギング、あるいは算所婦人会の皆さんのように沿線の花壇に花を植えていただき、通勤、通学の皆さんの目を楽しませていただいたり自転車道という位置づけを超えて、みんなの道となっていると思います。このため町といたしましても年次的に延伸できますよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、家城議員の答弁とさせていただきます。

- 議 長（井田義之） 家城議員。
- 9 番（家城 功） それでは、まず、府道野田川加悦線につきまして、6月の勢旗議員の一般質問でも出雲大社厳分祠は、観光の観点から見ても町にとって重要であることを認識されております。また、年間45万人とも公表されている観光地に出入りする道路が今の状況のままで、本当にいいのか、地域の安心・安全は当然のこと、また、町の観光に対する姿勢も問われるのではないかと感じます。再度、町長にお考えをお聞きしますが、この道路について必要性は、町長個人、どういふふう思われておられますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） 何年でしたか、ちょっと記憶にないんですけども、一番初め、昔、西環状線という名で呼んでおりましたけれども、その区の皆さん方、あるいは地域の奥地の皆さん方と一緒に紹介議員として、たしか村山議員だったかと思いますが、当時の三河内の議員が紹介議員になりまして請願だったか、要望を出した記憶はございます。これがなぜ、こういうことが行われたかといいますと、厳分祠に来られます信者さんたちの車が、バスを含めて非常に、奥地の通りをよく通ると、奥地の方たちが、もうこんなことでは生活に支障を来す、何とか違った道路をつかってほしいという思いが一番初めの要望のきっかけでございました。そういう意味では、よそから来られる方もそうですけれども、それより住民の方たちの、この状況をやはりきちんと回避する手だてという意味で、この道路は必要な道路であるというふうな思いで、当時、署名をさせていただいた記憶がございますので、そういう意味で地元の方の安全確保という意味で、この道は必要だというふうに認識はしております。

議 長（井田義之） 家城議員。

- 9 番（家城 功） 私も奥地の地区を、たまに車で走りますと、高齢者の方が座れる手押し車とか、乳母車で道ばたに何人かで寄られて、井戸端会議とか、お話をされて、ゆっくりとされている風景がたまにあるんですが、車が通るたびに、やっぱり動いてよけられたりとか、特にやっぱり都会のほうから来られる車ですので、地域のどういふ状況なのかという把握も、あまりさ

れていない中で、結構スピードを出されたりとか、また、死角になった部分が結構ありますので、うちの息子も、この前、はねられたりしとるんです。そういった中で、本当に厳しい状況ではあるとは思いますが、要望を続けていく中で、本当に真剣な思いで要望を続けていただいていたのかという部分に関して、若干疑問に感じる部分も、私自身だけではなく、三河内の方も持っておられるのではないかなという気持ちがあります。

先日も村山区長さんもお話をしておりまして、この道路についてはお願いの仕方によっては何とかなるのではないかなというような思いもあるんだというようなお話もされておりました。絶対に、お願いする以上は、なし得るんだというような気持ちで、強い気持ちで、そういう姿勢を持って話し合い、また、交渉、要望をしていただくことが大切ではないかなということを感じております。

私は4月の選挙以降、毎朝、毎日とは言いませんが、週に何度か朝の登校時に三河内小学校の下の信号のところで、横断歩道で立たせていただいております。各地区から、各方面から小学生が通学するわけですが、やっぱり奥地の地区から通ってくる子供は車が通るたびに、側溝をまたいで家の敷地に入ったりしながら車をよけたり、また、朝ですので、集団で登校はしてるんですが、やはり二、三列に広がったりすると車が、もう通れなくなったりというような状況、そういった中で朝早い登校の時間帯でも非常に危険を感じる思いをしております。

きのうの山添議員の質問にもありましたように、子供は町の宝であり、将来にとってかけがえのない財産であります。一日も早い安心・安全に対するの取り組みについて何らかの対処が必要ではないかと考えますが、再度、町長に、この府道野田川加悦線が実現する。また、奥地の狭い道路が、どういった形で改善されていくかというような取り組みについて、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） あそこの新設をしようとする道路の中には、本当にたくさんの古墳がございます。ここに1987年に同志社大学の考古学研究会が調査いたしました地図があるんですけれども、三河内の古墳ということで、倭文神社でも、もう4基、荒神山、金比羅山古墳群といいますか、それらを含めると本当に、どこをルートを動かそうと、どこかに絶対ひっかかるという、そういう状況でございます。そういうことを考えますと、その古墳の調査に非常に、先ほども申し上げましたけれども4億円から5億円かかってくると。そして、ましてや、今までは府道と府道をつなぐという、そういうものでして、今でもそうですけれども、この合併によりまして、加悦と野田川が一つになりましたので、今まで期成同盟会のほうも加悦奥、算所、三河内の区長さん、区が集まって期成同盟会をつくっておられましたけれども、もう一つになったっていいんじゃないかというようなことで、そこも休止なのか、ちょっとどうなったのかわかりませんが、そういう状態でもあると。そしてまた、京都府の道路に対する考え方が、先ほど申し上げましたように1.5車線の道路を建設していくと、それも既存にある道路を改修をしていくときに、すべての道路を二車線で整備していくというのは非常に時間がかかるということで、その交通量は少なくとも地域の生活を支える道路、その地域道路の整備のスピードアップを図る一つの方法として、この1.5車線で整備をしていこうということですが、ここは新しく道をつくるということになりますので、それについて非常に金額が張ってくるというようなことで、いろいろと

道路のあります中で、なかなか新しい道として手をつけるということが非常に難しい、そういういろんな諸条件が重なりまして、ここに対します道について、非常に難しい状況が起こっているということでございます。

財政的に好転してどうかということになりまして、それでもなお、いろんな問題が、まだ、残るのではないかなというふうに思っております。この道を要請しますときに、あそこの道が混むのは神社に来られる方たちの大型バスが、特にとりわけ大型バスが何台も何台も通るということについて、非常に地元は危機感を持っておられまして、そうであるならば、ほかの場所に駐車場を設けて、そこから歩いて信者さんたちは参拝をされるというような手法も考えてみてもらってはというようなことも地元から出たりしておりました。それも含めまして、これは今後も要望はしていきますけれども、何かむなししいといいますか、無駄なような感じもしますし、地域の道路だけではなく、水の溢水等の問題もございますので、もう少しこの地域についての解消につきましても、もっといい手だてがないか、見直すといいますか、研究し直すという、検討し直すということも含めて、少しお時間がいただきたいというふうに思っております。いくら待ってもできないような、そんな気がして仕方がないものですから、それだけで手を打たないということは、少し問題があるのではないかと思いますので、もう少しお時間をいただいて、それらも含めた解決策がないか、考えさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） この道路につきましては、非常に難しいということは私も理解しておりますが、たしか私の認識が正しければ、旧加悦野田川の境界のところから加悦谷高校のところまでの間が府道であったのが、この野田川加悦線ができるということで、町道に格下げになったという経緯もあるとお聞きしております。そういった中で、出雲大社に来るバスがという、先ほど町長のお話もございましたが、旧加悦、野田川の境から出雲大社だけでも、とりあえず先につくっていただけるようなことが地域の子供を守る一つの一番近道ではないかなと、先ほども奥地地区の側溝を蓋をしてというような話もありましたが、結構、後藤神社に向かいまして、出雲大社に向かいまして、左側のお家に対しては結構、道路より高くなっている。そういった中で側溝をしてみると勾配がかなりきつくなるというようなこともお聞きしております。果たして、それが道幅を拡幅につながるのかなという、私も思いがあります。そういった中で、できることなら、そういった、できる道路から、先に進めていただくような要望も今後、続けていただければなという気持ちでおります。

次に、自転車道路につきましては、先ほど町長もおっしゃられましたように、多くの町民の方が生活の一部として利用されておられまして、この町にとっても非常に大切な道路の一つではないかと感じております。

夏場になると草木も、周辺の草木も生い茂って国道から、また、府道から自転車道が見えるような状態から非常に見にくい状況が、さらに進んで、安全面においても不安を感じることがございます。府会議員の多賀先生ともお話をしておられまして、この照明事業に関しては、できる限り全線に延長していきたいんだという思いを多賀先生も言っていたいております。そういった中で、行政と一体となって地域の人にもご理解をいただきながらお願いしていくことが大事ではないかなということも、多賀先生のほうがおっしゃられております。そういった中で、引き続き全

線において拡張されますことを交渉していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 府道野田川加悦線につきましては、今、おっしゃったことが非常に、それも難しい条件といいますか、考え方の中にはいろいろと整理しなきゃならないこともあろうかと思しますので、もう一度、これらについては、どういう方法がいいのか、また、どういうアプローチの仕方がいいのか、もう少し内部でも考えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、それによって、できるかできないか、これはもちろんわかりませんが、何かあそこの解消をできる方法を考えさせていただきたいと思います。まずは、やはり地元の安全が一番だと思いますので、そういった観点から、どういう方法があるのか考えさせていただきたいと思います。

それから、自転車道につきましても、本当に取り組んでいただいて、今、試験的に、何か万灯がともっているような、そんな非常に風情のある自転車道が今、なっておりますけれども、できるだけ全線にしていいただけるような努力も引き続きさせていただきたいと思います。

9 番（家城 功） よろしくお願ひします。以上です。

議 長（井田義之） これで家城功議員の一般質問を終わります。

次に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして、一般質問をお願いいたします。

1点目は、「環境」と「景観」を重視したまちづくりであります。

昨日、丹後観光情報センターから暑い暑い夏、7月1日から8月31日の舞鶴以北丹後の観光施設等への入り込み状況が発表されました。調査対象施設、50施設であります。合計で124万4,000人で、昨年は雨が多かったことから、平成20年と比較いたしますと18万3,000人の増となっております。残念ながら、与謝野町の観光施設は大変厳しい結果が出ております。京都縦貫道宮津天橋立インター出口車両は19万9,683台と、高速道路の無料化社会実験や割引効果もありまして、平成20年比で149.6%となっております。しかし、反面、KTR北近畿丹後鉄道は厳しい結果が出ておるところでございます。こうした状況の中で、京都府が来年3月までの開通を目指す京都縦貫道宮津野田川間で、宮津市須津に設置されますインターチェンジの名称が与謝天橋立インターチェンジに決定したと、山田知事が9月3日の定例会見で発表されたと報道されているところがございます。

大阪万国博覧会から40年、やっと私たちの町にも高速道路が通ることになりました。そこでインターチェンジ周辺のまちづくりの方向性を町が示すことが求められているところがございます。インターチェンジと国道とが交わるところが衛生プラントの前になることから、循環型社会の構築に向けまして取り組んでいる環境立町として、丹後を訪れる人々によくわかる周辺設備が必要であると考えております。例えば、国道沿いに四季折々に楽しめるフラワーロード、びっくりするような、きれいで立派なトイレがある休憩施設、そこから発展させました花公園、環境公園、また、今、注目されております太陽光発電パネル設備の導入も考えられるのではないのでしょうか。



国におきましては、昨年11月から太陽光発電力を電力会社が買い取る制度も始めているところでございます。一方、全国展開している店舗が並び、どこにでもあるロードサイドが形成されているところでございます。そこから転換いたしまして、景観を重視した町の指針に沿った大山連邦というすばらしい山並みにもあった町並みの形成を図っていく必要があると考えております。町の指針といたしましては、与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例が重要ではないかと考えているところでございます。この条例では加悦地域のすぐれた景観を守りとありますが、野田川地域にも適用していく方法も考えられますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目につきましては、公共交通の確保に向けまして200円バス導入実現についてであります。地域の実情に即しましたバス輸送サービスが、実現が必要になる事項を協議するための宮津市地域公共交通会議が8月2日に開催されたと報道されております。伊根町議会におきましても200円バス導入が議論されているところでございます。京丹後市では、平成18年10月に丹後海陸交通の協力のもと、路線バスの定額運賃による実証運行を実現され、さらに19年10月1日より市営バスも含めまして、市内すべてのバス交通に運賃上限200円を適用しておるところでございます。乗車人員は実証運行開始前の17万3,939人から23万3,658人、市営バスを除いて大幅に増加しているところでございます。まちづくりの観点におきましても、高齢者福祉、子育て支援、環境問題、観光振興といったまちづくりの分野と公共交通は密接に関係しており、使いやすい公共交通の拡充を進展させ、人と物が活発に行き交う地域を実現することが求められているところでございます。そのためには、丹後一円に200円バスを走らせることが必要であります。現在、国土交通省は地方の公共交通支援額を倍増したいとしておるところでございます。こうしたチャンスが今だと考えておるところでございます。町長の見解をお尋ねいたします。

1回目の質問は以上です。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 杉上議員、ご質問の一番目、「環境」と「景観」を重視したまちづくりについて、お答えいたします。景観条例を野田川地域にも適用していく方法も考えられるが、町長の見解はについてですが、現在、与謝野町において景観の規制がかかっている場所といたしましては、旧加悦町から引き継ぎました景観条例の中で、推進地区に指定されている加悦地域の国道176号線沿いのエリアに加え、平成20年11月に京都府により制定されました天橋立周辺地域景観まちづくり計画の計画区域の一部である岩滝地域全域の2カ所の景観規制地域がございます。旧加悦町で制定されました加悦地域景観条例につきましては、計画策定から推進地区の指定に至る背景に地域の景観保全を望む地元の強い思いがあり、それを行政とともに形にされたものと伺っております。地域の皆様と行政の一致した明確にイメージがあったればこそ完成を見ることができた計画であり、条例であるというふうに認識しておりますので、その思いを途切れさせることなく継承するために、そのまま与謝野町に引き継がせていただきました。また、天橋立周辺地域景観づくり計画づくり計画につきましては、平成16年に策定されました景観法に基づき、合併前の平成17年9月から京都府、宮津市、宮津市の住民代表の方々、旧岩滝町の住民代表の方々など、広域的な範囲で策定に向けた動きが始まっておりました。18年3月の合併により新町が誕

生いたしまして、総合計画を今からつくろうという時期であり、まちづくりの明確なイメージを描けていない段階でございましたが、この計画が今後、与謝野町全体の景観を考える際の一つのモデル計画となり得るといふふうに判断いたしましたので、可能な限り与謝野町の将来をイメージしながら計画の策定に加わってまいりました。

これまでも同様のご質問をいただきました際には、景観条例につきましては新町の都市計画などを定めていく中で、旧加悦町から引き継いだ景観条例を見直す作業が必要になってまいりますので、その時点で考えさせていただきたいという、そうした趣旨のお答えをしたというふうに記憶をしております。

まずは、まちづくりのベースとなります計画をつくり、そのイメージとともに景観計画をつくっていくという考えは現在も基本的には変わっておりません。本町もようやく総合計画という町の大きな方向性を示す計画を策定することができました。次は、それを与謝野町全体の地図の上にも、どう反映していくかという作業になりますが、それが広い意味での都市計画の策定であったり、公共施設の建設や改修の計画であったり、景観計画の策定であったりするわけでございまして、その作業の中で、目的や用途に適用した景観の具体的なイメージがつけられてくるだろうというふうに考えております。言いかえますと、町全体のイメージ図の策定があつて初めて町全体の景観計画の完成があるということでございます。

現在は限られた目的のための狭い範囲の景観計画でございますが、与謝野町全体の景観をイメージした計画の策定に向け、今後も引き続き総合的に作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、二番目のご質問、公共交通の確保に向けて200円バス導入実現についてお答えいたします。上限200円バスにつきましては、京丹後市で大きな成果を上げておられることは承知のとおりでございます。しかし、この成果は運賃を安くしただけではなく、バス停の増設、ダイヤの見直し、運行経路の変更など、提供するサービスを向上させ、それを知ってもらう積極的な広報、老人会やPTA等の団体行事利用の要請、観光客へのPR等、相当な努力と住民の理解、協力によるものというふうに伺っております。また、京丹後市は、広大な面積で峰山を中心にバス路線が放射状に運行されており、バス路線沿線に高等学校、官公庁、観光施設等が多く位置していることで、バス利用の潜在的な需要にこたえられる環境にあつたとの分析も伺っております。

さて、一方、宮津市与謝地域は南北に長いこと、長距離利用者が多く、運賃を下げ、減収になった分を補うだけの利用者の増加を見込むことが困難と想定されること。また、本町も町内で完結する乗降者は比較的各なく、宮津市や福知山への移動という特性があることなどから、宮津、与謝地域で京丹後市と同様の大きな成果を得ようとする、単純に運賃を200円にするだけではなく、地域特性に応じた最適な交通体系、運賃の慎重な検討が必要というふうに考えております。

さらに国が交通基本法の策定に向け、また、関係する施策も含め検討されている中で、これまでの地域公共交通に係る国の支援策を抜本的に見直し、地域公共交通確保維持改善事業として、平成23年度予算において大幅な予算増額を要求する情報を得ていますが、詳細につきましては、不明な点が多い状況でございます。公共交通の利便性の向上は、だれもが望むところではございますが、やはり財源なくして実現不可能であり、国の動向も含めまして検討しなくてはなりません。

るので、結論は今しばらくお待ちいただきたいというふう存じます。

以上で、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 答弁いただきまして、ありがとうございました。

景観条例でございますけれども、旧加悦町におきまして平成4年に制定されたというふう思っておるところでございます。できたきっかけといいますのは、今、町長の答弁にありましたように、大上段に振りかざして力を入れたスタートではなかったというふう思っております。私も景観条例をつくるのに参画させていただきました。そのときには古墳公園が完成いたしましたして、その前に、どういった周辺の設備が必要か、あるいは、どういったものが進出してくるか、非常に心配であるという皆さんが、住民が考える思いが結集してまちなみ探検隊というものを結成させていったというふう思っております。それはやはり、事務局を努めたのは商工観光課でありまして、そこは非常に発想としてはユニークであったというふう思っております。参画された委員の方も写真が好きであるとか、山が好きであるとかいった方もおられまして、非常に多様な委員だというふう記憶しております。

私も商工関係の代表として参画いたしました。とりあえず町を歩いて歩いて、そこから始まりまして、この町のよさを発見していこうということで始まりまして。そこには行政の意図としては最終的には景観条例を久美浜町に続きまして、制定したいという思いはあったと思うんですけども、そこへリードをしていくための探検隊というユニークな隊ができたというふう考えております。何も総合計画とか町のイメージづくりとかいう、非常に難しい問題からスタートじゃなくて、今回の場合でありますと、インターチェンジができますので、その周辺を私たち住民、あるいは町と一緒にやりまして、どういう町並み、あるいは、まちづくりをしていこうかという、この思いが大事であろうというふう考えております。そこで、やはり旧加悦町と同じ方法でありますと、行政が肩に力を入れないで、こういった町にしようではないかという呼びかけをされまして、何か、そういったきっかけづくりで景観というものに対しての関心を引き出していただきたいというふう思っております。

この条例を読みますと、加悦区域とありますのを、例えば、与謝野町、あるいは野田川地域まで広げますと、そんなに頑張らなくても、力を入れなくてもスムーズに変更できるのではないかなというふう、私は考えます。町長のお考えをお聞かせ願いたいというふう思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、杉上議員さんがおっしゃいましたように、インターチェンジの周辺の景観と申しますか、そうしたところを、どうしていくのかということ、ワンポイントでの、そうしたとらえ方、これも大事だろうというふう思いますし、それではなしに、やはり与謝野町という新しい町ができましたので、加悦地域でずっと、加悦町で取り組んでこられました、その景観条例、それはある意味、町全体の中で今も引き継いでおりますので、今、成り立っている景観を、そのまま引き継いでいるというのが現状でございますので、新しい町全体として、どういうランドデザインを考えていくのかという中で、これは新しい町の、そうした総合計画に基づいて、それを具現化するために、その絵をどこに、何を中心においてしていくのかという、そういう区分けと申しますか、その作業が今のところ、まだ、でき上がっておりませんので、やはりそれらを全

体を考えていく中で、将来の、この町のグランドデザインを考えていく作業を、まず、進めていくことが大事ではないかというふうに考えております。決して否定するものではなく、全体で、皆さんで、やはりそういうことがいいということであればですし、やはりそうした考えていく場所を、まず、つくっていく、そのまだ前段の都市計画とはというふうなところで、うろうろしておりますので、それらも含めて町としても早急にとりかからなければならないなというふうに考えておりますので、今、早急な対応ということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今の答弁でありますと、新しい町、新町におけますグランドデザインを描きながら町全体の施設等々も考えていかななくてはならないということでございますが、このインターチェンジができて、私ども文教厚生常任委員会では、ごみの施設、あるいは衛生プラントを視察いたしました。本当にインターチェンジの真正面になりまして、やはりここには何らかの町をイメージさせる、玄関でございますから、町をイメージさせる施設の整備が必要ではないかというふうに考えております。申し上げましたように、例えば、今、繰り返しになりますけれども、太陽光発電パネルが衛生プラントの周辺に並べてあるだけでも町のイメージは随分変わるんじゃないかというふうに思っております。そこは、やはり国の成長産業と言われていた環境、観光、健康、このイメージする町であるというのが非常に、私は重要ではないかというふうに思いますけれども、これはやはり急ぐことではないかと、来年の3月に開通するということですので、ぜひとも、ここは民間が今、非常に厳しいときでございますから、行財政改革も重要でございますけれども、思い切った財政出動をいたしまして、町のイメージをつくり上げるということを求めておきたいと思っておりますけれども、町長の見解はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） インター周辺につきましては、新しいインターができますので、いろんな観光のための看板、あるいは方向を示します、そういう道路標識等々も含めて、今、早急な、そうしたことにかかわっていく、そういう時期でもございますので、一つの案としてはインターをおりてきたときに、今おっしゃいますように衛生プラントが、ばんと見えますので、それを隠すという意味ではないですけれども、あの辺に大きな観光マーク的なものを、案内看板を作成してみてもどうかというふうなことも考えているところでございます。一つのアイデアとして、それが目で見てわかるように衛生プラントのところに太陽光発電をばんとしたという、そういう新幹線を通ってしましてもシャープの工場のところに屋根が全部、太陽光パネルの、そうしたPRをされているところもありますけれども、もし循環型農業の、そういう宣伝も、今は与謝峠の上のほうのところにございますけれども、いろんな意味で工夫が必要だなというふうに考えていますので、また、いろんなアイデアがございましたら、ぜひ検討させていただくようなことも必要ではないかと、みんなの思いでもって、新しいインターができ、それを町のPRの大きな材料といいますか、そうしたものにできれば、なおいいなというふうには考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも皆さんのアイデアを公募するなり、何なりして、実現できるところから、ぜひとも実現をお願いしていきたいなというふうに思っております。

2点目の200円バスの導入でございますけれども、答弁の中で結論はお待ちくださいという

のが答弁にございました。これが町の状況だというふうに思うんですけれども、聞きますところ、与謝野町の町内におきましても1年ぐらい前から、200円バスの導入は検討されてきたというふうにも聞いております。そういった今の検討状況、方向性はどのようなふうになっているのでしょうか、お尋ねします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） せんだっても町内ですけれども、公共交通の、そうした検討の会議を持ってしております。引き続きの検討はしております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もちろんダイヤの編成、あるいはバス停留所、あるいは適用地域等々、規制緩和といいますが、国の協力、あるいは京都府の協力は必要でございますけれども、例えば、宮津市におきましては、利用予測をするために市民のアンケートをとるといようなこともされるようでございますけれども、我が町、与謝野町におきましても、今、利用者の把握ができないという答弁もありました。そういったアンケートの調査も考えてはどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 昨日の伊藤議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、3月議会におきましても、宮津、伊根町との1市2町の担当者レベルでの、そうした研究をさせると言っておりますけれども、その後、宮津市長選後、京丹后市、福知山、さらに丹海海陸交通も交えて検討を進めておまして、その内容により国、府の意見もお聞きしながら、どのようなバス交通が、ここ丹後地域で最適なのかということ。また、これKTRも含めて、今、検討しているというところでございます。いろんなその中でも、どういう方法がいいのか、おっしゃいました、そのアンケート等も含めまして、コミュニティひまわりにつきましては我が町のことですので、そこでアンケートはとってはしておりますけれども、このそうした会議の中でも全体をどうしていくかという検討の中の一つに、そうしたことも含めてお願いがしていきたいなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 非常に、これ1点目と2点目と関係づけますと、大きく高速道路の開通、インターチェンジの開通によりまして、私たちの生活の環境、あるいは公共交通のあり方も考える時期ではないかというふうに思っております。町長の答弁にありましたように、大きなランドデザインを描いて、しかしながら、急ぐものは喫緊に実現していきたいなというふうに思ったりもしております。ぜひとも、その辺をうまく調整しながら進展させていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、そういった大きなランドデザインを描きながら、実現できるものはどう実現していくか、町長の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど杉上議員もおっしゃいましたように、40年たって本当に、この地域で初めての高速のインターが、この町に来るわけですから、この機会を、チャンスを逃す手はないというふうに思いますし、皆さんの知恵をかりながら有効に、そうしたことができますように、ぜひ

ひ議員さんたちのご協力も、ぜひお願いがしたいなというふうに思いますし、町民挙げて、そうしたものを大いに活用して、この町のPRにつながるような施策も、ともに考えてまいりたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 広域行政、あるいは非常に今、大きく動くときでございます。まさに行政と住民が協働でまちづくりに取り組んでいくべきだというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行します。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議長の許可を得まして、通告に基づきジェネリック医薬品につきまして、それから、キャンプ施設につきまして、質問をいたします。

まず、ジェネリックについてですが、私は安全なジェネリック医薬品を推進して、医療費の削減に向かっていくのがよい方向と思っておりますが、町の現状は遅々として進んでいないとの思いがあります。

さて、医療費削減を迫られている国は新薬からジェネリック医薬品への変更を推進しています。ジェネリックカードは、平成21年1月20日、厚生労働省保険局健康国民課長から各都道府県の民生主幹部長に留意点をつけてジェネリック医薬品希望カードの保険者への配布を行うよう努めることを通知しています。同じく3月18日に各都道府県に後発医薬品の使用促進にかかわる留意事項でジェネリック医薬品希望カードを配布し、あわせて広報の実施を検討することを通知しております。今、国の医療費がどのようになっているのか、ネットで国民健康保険中央会の厚生労働省情報を調べてみました。国保と後期高齢者の平成21年度分医療費速報が7月13日に発表されております。その中で国保の医療費は10兆9,175億円、対前年比2.4%増、後期高齢者の医療費は1兆9,440億円、同じく前年比5.7%増、合わせて国保連合会が審査、確定した医療費総額は2兆8,616億円となっております。また、国保の年間平均保険者数は3,951万人、前年対比0.5%減っております。後期高齢者の年間平均保険者数は1,365万人、対前年比3.2%ふえております。

市町村国保の被保険者一人当たりの医療費の平均は、年額ですが28万6,786円となっております。後期高齢者の一人当たりの平均年額医療費は87万4,915円となっております。このほかに国の総額は社会保険にかかわる医療費も加算されてきます。

ある全国紙で8月にジェネリック医薬品の現状が5回にわたって掲載されておりました。その記事によりますと国全体の医療費は19年度で3兆400億円台、このうち4割を公費が占めております。高齢化が進み、37年度には6兆500億円にまで膨れ上がるとの試算もあり、対策を講じなければ国民の医療保険制度が揺らぎかねない事態にもなり得る、医療費に占める薬剤費は約7兆

4, 000億円、ジェネリックが普及すれば数千億円から数兆円規模の医療費削減効果が得られると考えられている。厚生労働省は14年、ジェネリックを処方した医師と薬剤師に診療報酬を加算する制度を創設した。20年には処方せんの様式を変え、医師がジェネリック医薬品への変更不可の欄に医師の署名がない限り、患者が薬剤師と相談して後発医薬品を、いわゆるジェネリックですが、選べるようにしました。だが、普及は思うように進んでおりません。平成24年度までに普及率を現在の2割から3割まで引き上げたい考えで、国を挙げての推進策が自治体の取り組みや医薬品業界、薬剤師の役割に変化をもたらしつつあると報道しています。

ジェネリック医薬品について、皆さん、既にご存じのことと思いますが、少し触れてみます。日本で最初に発売された新薬、先発医薬品というようですが、これは特許に守られており、一定期間、最長で25年のようです。独占販売権が認められています。しかし、その期間が過ぎた後は別の会社でも同じ成分の製造販売が認められるようになっていきます。こうして新たに発売されるのが後発医薬品で、ジェネリック医薬品と呼ばれております。一般的な新薬の開発には100億円以上の投資と10年以上の期間が必要とされていますが、ジェネリック医薬品は多くが無駄になる模索的な研究や、数多くの臨床試験、審査を短縮できるため、研究開発にかかる時間やコストは圧縮でき、100の1以下の研究開発費用と数年程度の期間で開発できると言われております。また、ジェネリック医薬品は価格の面においては新薬の2割から7割程度、平均して半額ぐらいと言われております。

ジェネリック医薬品メーカーは、ほとんどが資本金100億円以下、売上は205億円から300億円程度の企業で、先発医薬品メーカーに比べたらはるかに弱小と言われていましたが、最近は大手の製薬会社がジェネリック事業を扱う子会社を立ち上げて、親会社のブランド力で販売に力を入れているところや、海外の製薬会社、また、異業種からの参入もあるようです。ちなみに先発医薬品メーカー最大手の武田薬品は資本金635億円、売上高は2008年度で1兆5,383億円となっております。

さて、先ほど紹介しました新聞によりますと名古屋にあるジェネリック大手の会社が胃潰瘍治療薬の調合ミスのまま販売して、薬事法に基づき岐阜県より9日間の業務停止命令を受け、業界43社が加盟する日本ジェネリック製薬会社は、会員の、この会社を1年間の資格停止処分にするということも起きていて、ジェネリックと、その業界につきまとう、安かろう、悪かろうのイメージも完全に払拭されるには至っていない。病院にとっても薬剤費の支払い削減は経営を助けるし、いいことづくめのようなのだが、医師の中にはジェネリック医薬品へのアレルギーもある。また、調剤薬局の薬剤師は医師の処方せんをもとに、必要な薬を調剤し、患者に渡すのだが、処方せんにジェネリック医薬品への変更不可欄に医師の署名がない限り、患者の規模によりジェネリックを調剤できるようになっている。これは先ほども申しました。変更不可欄に署名がない処方せんは全体の7割を占めるが、国内の21年のジェネリック普及率は2割にとどまっている。調剤薬局に対する診療報酬はジェネリック医薬品の普及にかける国の促進策の本年4月改定で一定の割合以上を処方した場合、これまでより多く加算されるようになっている。だが、ジェネリック医薬品の普及に薬剤師が必ずしも協力的とはいえない状況もある。

ある大学の教授が650人の薬剤師を対象に調査したところ、42%がジェネリックを進めるのに消極的と答えた。理由は備蓄増加と業務煩雑が、その大きな理由だった。ジェネリックは、

先発薬と同じ有効成分で、安全性も同等とされているが、一方で別の製品であり、一つ先発薬に30品目以上のジェネリックが発売されることもあるという事実もあると報道をされております。

そこで町長にお尋ねします。遅々として与謝野町の対応が進んでいないように思いますのは、一つジェネリック医薬品は安心して使用できますか、町長は、このことに不安を持っておられるのではないかなというふうにも思いますが、お尋ねしています。安心というのは、個人の気持ちですから、一概には言えないと思いますが、安全かどうかという問題です。ジェネリック医薬品は新薬と同等制と品質に重点を置いて約定の定めに従い、基準を守り、製造されているのですから、ほぼ答えは想像できるのですが、クエスチョンです。

二つ目に、新薬からジェネリックへの変更で、国民健康保険医療費負担の軽減が見込めますか、医療費全体の中で薬代の占める割合は、そんなに大きくはないと思います。現在のジェネリックの利用率は、どのぐらいかわかりませんが、今後、ジェネリック変更により、確実に医療費の削減ができるのでしょうか。ジェネリックへの変更が進めば、実際の削減の見込みを、町はどのぐらいに見ておられるのでしょうか。

3番目に、ジェネリック医薬品への町の取り組みの現状です。5月にジェネリック医薬品希望カードが国保の保険者のもとにだけにとありますが、老人医療の方にもあったかと思いますが、送付されました。現在のところ、これ以外、町の取り組みは、私の目には入ってきません。実際の行動をされておられるのでしょうか。例として広島県の呉市では、医療費負担の軽減と国保財政の健全化を図るため、平成20年7月から国民健康保険被保険者に対し、ジェネリック医薬品促進通知サービスを実施してジェネリックの使用率を大きく上げています。

次の2点は、町の取り組みの中へ入ってしまうと、同じようなことですが、医師、薬剤師の働きかけはどのようになっておりますか。いくら患者がジェネリックを希望しても肝心の医師、薬剤師さんが、その気になっていただかないと、ジェネリックへの変更は進みません。関係機関への役場のほうからのお願いや依頼も必要ではないのでしょうか。また、与謝野町立国民健康保険診療所の対応についても、あわせてお尋ねをいたします。

以上で、ジェネリックについての質問を終わります。

次に、キャンプ施設閉鎖中の平林キャンプ場の今後の対応についてはを質問いたします。与謝野町ではキャンプ場条例で平林キャンプ場と池ヶ成キャンプ場を大江山の自然に親しむ観光レクリエーションの場として位置づけ、利用者の健康と福祉の増進を図るため、与謝野町キャンプ場設置を設置するとあります。平林キャンプ場をネットで検索してみますと、ホームページより公共施設、レジャー宿泊施設、平林キャンプ場へ行くのですが、この中では閉鎖中のアナウンスはなく、今でも申し込めるようになっております。今からシーズンも過ぎておりますので、申し込まれる方もないと思います。また、申し込みをされれば担当課のほうで閉鎖をしているということはおっしゃると思うんですが、このような状態になっております。

もう一つ、ネットにある施設のアクセスランキングには、かなりアクセスの順番は高いほうに、この平林のキャンプ場はなっております。いつからのカウントなのか、よくわかりませんが、はっきりしたことは言えませんが、一番が総務課、2番が大内峠一字観公園、3番が企画財政課、ずっといきまして、11番目ぐらいに平林はありました。



さて、産業建設常任委員会で、商工観光課長から、今年度より平林キャンプ場を閉鎖しているとの報告を受けました。盆明けに閉鎖中の平林キャンプ場へ行ってきました。場所は国道176号線道の駅、加悦から運動公園のグラウンドを過ぎた付近から取りつけ道路に入って行きました。道路の入り口には、「平林キャンプ場は現在閉鎖しています。進入路の破損のためキャンプ場内への車両の乗り入れはしないでください。車両の破損の責任は一切負いません。問い合わせ先、与謝野町役場商工観光課」と書いた看板が立ててありました。看板どおりに悪路を登って行きますと、木々の開けたところに、この施設はありました。山の緩い斜面、二段の平地をつくり、2棟の平家の建物がありました。上の段には中央にシャワー室が、男女別々に、その外側に続いてトイレが、同じく男女別々についておりまして、正面から見ると左右対称に配置された建物と、下の段には炊事ができる建物がありました。テント場は、建物の上のほうに斜面を利用してつくられておりました。トイレとシャワー室の入り口の壁には大きな看板がかけてありまして、農林水産省、京都府補助事業。事業名、資源活用型林業構造改善事業。実施年度、平成3年度。事業主体、加悦町。事業量、便所、シャワー室1棟、159.1平米。事業費2,180万円。補助金、国1,090万円、府436万円と書いた看板がかかっておりました。

20年間ほど、施設として多くの皆さんに利用されてきたことが伺えました。今年度からの閉鎖の理由はよくわかりませんが、21年度の決算資料を見ますと、昨年利用は118人となっており、全くのゼロではなかったようです。

町では、平林キャンプ場を今年度より閉鎖して、施設の今後の動向を模索しているのではないかと思います。今後の方策はいかがされる予定でしょうか。開設当時は、地域の思い入れもあり、開発もそれなりに必要であったと思いますが、今ではその役目は終わっているのではないかと思います。私は、この際、廃止も視野に入れて検討されたらいかがかと思いますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 塩見議員、ご質問の1番目、ジェネリックカードについてお答えいたします。

議員も今、述べられましたように、ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に製造販売される医薬品で、新薬と同じ有効成分、効能、効果を持つ医薬品として承認されたもので、一般的に開発費用を安く抑えられることから、新薬と比較して薬価が安くなっているものでございます。このため、普及すると患者の医療費負担が減るとともに、医療費の削減効果が期待できるとして、国でも利用促進を積極的に進めることとしており、平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上ふやすという目標が示されております。また、市町村国保だけではなく、協会健保、共済組合と医療保険者でもジェネリック医薬品を利用したい意思を示す希望カードの配布などが実施されており、医療機関や調剤薬局でも積極的な利用を行っているところもあるというふうに聞いております。

このように、関係機関が一緒になって、適正な医療費となるよう努力されることが大変重要であるというふうに感じております。近年の我が国の医療費は、年々増加している状況が続いておりまして、その理由として、疾病構造の多様化、少子高齢化、医療技術の高度化など、さまざま

な要因によるとされており。また、長引く、そうした景気低迷により医療費負担も家計に大きくなるのしかかってきているというふうに思います。

このような状況においても、住民が必要なときに必要な医療が受けられる仕組みとしての国民皆保険制度を維持していくため、適正である医療費について、国民みんなが考えることが必要であり、この適正な医療費を、加入する被保険者みんなで支えていくことが国民健康保険制度の基本ではないかというふうに思っております。

ご質問の、まず1点目のジェネリック医薬品は、安心して服用できますかについてですが、新薬と同じレベルの品質、有効性、安全性について厚生労働省が承認しているものが製造、販売されており、近年、大手製薬会社も市場参入してきております。また、欧米ではジェネリック医薬品の数量シェアは60%以上と言われており、安心して服用できる医薬品であるというふうに認識しております。なお、患者にとって現在服用中の医薬品から変更することへの不安などもあるかと思っておりますので、かかりつけ医師や薬剤師と相談した上で使用していただくよう、お知らせしております。

次に、2点目の新薬からジェネリック医薬品への変更で、国民健康保険医療費負担の軽減が見込めるかについてですが、最初に申し上げましたが、一般的に開発費用を安く抑えられていることから、新薬と比較しまして薬価が安くなっているものであります。種類等によっては、価格幅がありますので、どれぐらいの軽減効果となるかをお示しすることは非常に難しいですが、長期的な投薬が必要とされます慢性疾患では、積み重ねると大きな負担軽減につながるかというふうに考えております。

次に、3点目のジェネリック医薬品推進へ町の取り組みはについてですが、本町では、ことし5月にジェネリック医薬品希望カードと概要チラシを国保世帯に配布し、また7月には後期高齢者医療制度の被保険者の方にも同様の希望カードを配布しております。これは、利用を強制するものではなく、利用する意思があることを示すカードとしてご利用いただくもので、利用については医師や薬剤師相談いただくようお知らせをしております。今後も、ジェネリック医薬品の利用を含めた医療費の適正化について、広報等を通じて啓発し、被保険者の医療費負担の軽減とともに国保が負担すべき医療費の適正化につなげていければというふうに考えております。

次に、4点目の医師、薬剤師への働きかけはについてですが、ことし2月に与謝医師会へ管内市町村である宮津市、伊根町とともに出向いて、ジェネリック医薬品の取り組みについて説明し、医師会会員への周知をお願いしております。その後、本町独自で宮津市、与謝郡内の医療機関及び調剤薬局に本町の取り組みにつきまして、文書で周知を図り被保険者から相談があった場合のご協力をお願いしております。

最後に、5点目の与謝野町立国民健康保険診療所の対応はについてですが、先ほどからご説明させていただいておりますように、国保診療所におきましても同様の考え方のもと、ジェネリック医薬品の普及に努めているところでございます。現在のところは、医師の判断により患者の同意があった場合には変更を行うようにしておりますが、ジェネリック医薬品を診療所で多量に準備することは経営上の負担にもなることから、徐々にふやしてはおりますが、多くは院外処方においてお願いしている状況でございます。患者への療養上の問題がないか、常に状況を見ながらできる限りジェネリック医薬品への切りかえを行っていきたいというふうに考えております。本

町の医療費は年々増加している状況でございますが、過度の保険税引き上げとならないように、今回のジェネリック医薬品の使用促進のほか、医療費の適正化について検討し、健全な国保事業運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

2番目のキャンプ施設の閉鎖中の平林キャンプ場の今後の対応はについてお答えいたします。

本件は家城議員から機会あるごとに、所管の商工観光課に今後のあり方についてのご質問がございまして、合併時から現在に至る間、懸案事項として検討を行っている施設でございます。議員もご承知のとおり、近年における利用者の減少や施設の老朽化に対応するための修繕、改修工事に相当の費用がかかることから、閉鎖を決断し現在に至っております。具体的には、約600メートルある未舗装の進入路の破損が著しく、車両での通行に支障を来しており、アスファルト舗装等を施さないと、根本的な解消にはつながらないこと。シャワー棟にある男子トイレ便槽が割れて、雨水等でいっぱいの状況であることなど、相当の修繕経費が必要となっている状況でございます。

閉鎖後の申し込み状況でございますが、キャンプ場情報誌等で紹介されていることから、府外からの問い合わせが数件ございましたが、町内の方の利用申し込みは、熊やシカ等の出没も影響し、さらには閉鎖の広報も相まって、現在のところございませんし、再開の要望につきましても、ない状況でございます。

今後の対応でございますが、町内には無料の池ヶ成キャンプ場がありますし、有料のキャンプ場としては、加悦双峰公園と大内峠一字観公園内の2カ所があり、これらの施設で受け入れが十分可能であるというふうに考えております。平林キャンプ場の再開に向けて、修繕、改修を行うことにつきましては、費用対効果の観点から十分に慎重な検討が必要であるというふうに考えておまして、本年度この点を整理した上で最終的には地権者の方々の同意を得た上で開始に向けた、建物施設の撤去の検討に入りたいというふうに考えております。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

それでは、ジェネリックカードについて再質問をさせていただきます。

ジェネリック医薬品は、安心して使用できるという認識を町長も持っておられまして、ぜひ進めていただきたいと、そのように思っております。ただ、負担、いわゆる医療費の負担の軽減が示せないということですが、取り組み方いかんによっては、ある程度の効果が出せるというふうに思います。

先進的に、先ほどもちょっと言いましたが、先進的に、このことに取り組んでおります広島県呉市の場合ですが、ジェネリック医薬品促進のお知らせという、こういうふうなものを、これネットで見たんですが、医療費の通知と一緒に各被保険者に送られまして、おたくはジェネリックにかえられると、このぐらいの減額が見込まれますよというふうなことをやっておられるようです。

それから、同じくインターネットですが、そこにはこういうページがありまして、月ごとに先ほどの書類を何通出したか、その中でジェネリックにかえていただけたのがどれだけか、その割合、その削減効果、これは200円以上の削減効果があるところに送っているということなんで

すが、そういう一覧表もつくって、いわゆる、その地域の方々が見れば一目わかるように。地域といわず、私でもわかるんですから、わかるようにやっておられるようです。こういう事例もありますし、いろいろ大変かと思いますが、少しいろいろ知恵をめぐらしてもらえればできるんじゃないかというふうに思っております。

それから、先ほど広報を通じて進めていくということでしたが、既に先ほども言いましたが、平成21年3月の時点で、厚生労働省は各府県の留意事項でジェネリックの使用の留意事項で広報の実施を検討することを通知して、具体的な促進策として3点を上げて、遺漏なきようにということも言っております。

その3点のうち、1点は配布を下さいということですが、2点目には、先ほど言いましたジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額軽減の周知について取り組みということも通知がされているようです。そのことについて、都道府県も市町村に指導、助言をするようにということも3点目に書いてありましたが、その分があるかないかはよくわかりませんが、国もそういう方向で動いているということもお伝え、御存じだと思いますが、お伝えしておきたいと思います。

ここまで、一応、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員の2回目のご質問。このジェネリックカードの取り組み方への、いろいろなお質問だと思いますけれども、おっしゃるように、このお知らせはしておりますし、なおかつ、そうした希望される方にカードは発行しておりますけれども、先ほど言われましたように、個々の方が、どれくらいまで、その負担が軽減されるのかなんていうところまでは、まだ、至っておりません。管内の医師会等へのお医者さんたちへお願いするようなのも少しちょっと出おくれたかなと思えるようなところもございますので、それらについても、やっているところがあるということであれば、やはり努力をして、そういうことができるかどうかというぐらいのところ辺も少し研究させてみたいなというふうに思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ検討をして、いわゆる町民、被保険者の方がジェネリックにかえれば、私の薬代はこっだけ安くなるんだということがわかれば、積極的にかえていこうという方もふえるというふうに思いますので、できれば何とか取り組んでいただきたいと、このように思います。

それから、医師、薬剤師さんへの働きかけということで、2月に医師会の方とお話があつて、またその後、町の取り組みを文書でお願いしたということですが、もう少し、文書だけではなしに、今の医療費を削減したいという思いも、しっかり伝えられるように、やはり訪問してお願いしていただくとかいうふうなこともあってもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、国民健康保険診療所の対応についてですが、その患者さんだけだったかもわかりませんが、私のお聞きした患者は、お医者さんにジェネリックの薬はどうか、使えますというようなことを聞くと、そのお医者さんは余りそのジェネリックに理解の深いお医者ではなかったようで、「ジェネリックか」というふうなことで終わってしまったということでした。そういう部分で、それはお医者さんが一番診察、医療については責任を持たれてるわけですから、それ以上のことは言えないかわかりませんが、でも国保の診療所ですし、厚生省の通達でも、国保の診療所は他に先駆けて、このことに対応していくようにという通達も、私が見た中にはありまし

たので、ぜひこの部分も、何とか進めてみてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 国保の、とりわけ国保の診療所につきましては、担当のほうも医師のほうに、そうしたことの理解を求めることはしているようではございますけれども、どうも余り積極的ではなかったかのような報告を受けておりますので、今後につきましては、やはり積極的に取り組んでいただけるように、再度、町のほうからも申し上げたいと思いますし、今、どういう状況になっているのか、私ちょっと存じませんので、その辺については担当課のほうから少し報告をさせていただきますので。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問の国保診療所におけます対応について答弁させていただきます。

先ほど、町長も答弁で申し上げましたように、方針については厚労省、国が示します方針に基づいて、国保診療所も対応していくというふうなことは、その通達があった時点から、先生にもお伝えしてお願いもしております。個々の対応についてまではお聞きしておりませんが、基本的には、そういうお願いをしながら、先生にお任せをしているというのが現状であります。

ただ、今の経営面からも院内処方ジェネリックも抱え、新薬も抱えということになると、医薬品を大量に抱えて、経営上のこともちょっと考慮に入れるというふうなことから、個々の対応の中でジェネリックに変更する場合は、院外処方という形でお世話いただくというふうな方針で対応していただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほども言いましたけれども、診療は、お医者さんの考えが一番ですので、いろいろ困難もあるかと思いますが、ぜひそういう方向で、医療費の削減ができて、町もいいし、また同じ効き目があるんなら患者さんもいいし、皆さんがいい方向に行くということですので、よろしく進めていただきたいと、このように思います。

それから、かわりまして平林のキャンプ場のことについて質問をさせていただきます。

家城議員もいろいろと、このことについて発言をされておられたということもお伺いしました。私は、先ほど町長もおっしゃいましたように、大江山山ろくには池ヶ成もあり、総合公園もあるというふうなことも考えますと、やはり廃止の方向で進められるのがいいんじゃないかなというふうに思います。

また、聞きますと、この施設は、取付道路も含めて、すべての土地が民有地であるというふうなことで、借地です。開設当時、どういう経過があったかは知りませんが、発足以来、長きにわたって賃借料を払い続け、なぜかすべてが民間の借地に、公の施設がつくられたのかなという素朴な疑問もあることはあるんですが、先ほど町長が言われたように廃止に伴ってですね、建物撤去や、いろんな取付道路復元など、財政的な負担もあると思いますが、利用しない借地料を支払い続けるということは、やっぱりできません。理解できませんので、合併時の負の遺産の整理であるという観点から、ぜひそういう方向で進めていただきたいと、このように思います。いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、最終的には地権者の方々の同意を得た上で、撤去なり整理をさせていただいて、閉鎖をさせていただきたいなというふうに考えております。以上です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 当然、地主さんの意向もあると思いますが、これはあれですか、その地主さんとの賃貸契約が、長年のが、まだあって、いろいろと、そういう難しい問題があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そんな難しい問題はないというふうには考えております。ご理解をいただいた上での撤去等々になると思いますので、できるだけそういう方向で進めたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひとも、いろいろ困難はあるかとも思いますが、そういう方向で一つ精力的に進めていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで塩見晋議員の一般質問を終わります。

次に、14番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

私は、今回、環境に優しい施設の推進ということで3項目、项目的に質問をさせていただきます。

それぞれ関連があるわけですが、一つは阿蘇海的环境浄化について。また一つは、EM菌の使用促進についてと。それから、3番目は観光教育、観光学習の実践・推進についてという、3項目で質問をさせていただきます。

まず、阿蘇海的环境浄化の問題でございますけれども、この与謝野町の第1次与謝野町総合計画の初めの策定に当たっての策定の目的のところを開いてみますとですね、まず飛び込んできますのが、本町は、四季の彩りを見せる大江山のふもと、加悦谷から美しい阿蘇海へ至る野田川流域にあって、古代からの活発な交流を思わせる歴史文化の豊かな土地ですと、そういうふうになっておりまして、最終的には与謝野町の未来図を示す水・緑・空、笑顔かがやくふれあいのまち、こうなるわけですが、この美しい水と美しい海がですね、今、大変汚染をされていると、こういう状況になっております。

特に、与謝野町には今、申し上げましたように、大江山のふもとを源流にする野田川があり、そして阿蘇海があるわけですが、この最終的に流れ込む水の阿蘇海が大変汚染をされているという状況です。この問題については、最近3回ぐらいですか、新聞にも報道されましたし、2、3日前ですか、1週間ほど前ですか、テレビでも放映をされて問題が取り上げられておりました。また、阿蘇海の浄化の問題につきましては、20年10月の議会で井田議長のほうからも質問がされておったというふうに私は思っております。

そういうことで、今回、この問題について取り上げました。阿蘇海では、近年、すなわち富栄

養化による、すなわち栄養のある水がどんどん流れていってですね、富栄養化になるわけですが、それによる「アオサ」や「カキ」の大量発生、その腐敗による悪臭が問題化しておりまして、阿蘇海は今、深刻な状況になっております。大量繁殖は、阿蘇海の富栄養化が原因で、河川を通じて家庭排水や農業排水などが流れ込み、天橋立で潮の出入りも制限、海中のリンや窒素の含有量が基準値を超えていると指摘されております。阿蘇海では入り口、水の変わるころが大天橋と小天橋のところ2カ所しかございませんので、そういったことも一つの原因ではないかなというふうに言われております。

丹後保健所の調査では、平成20年度までの10年間で阿蘇海の窒素含有量は9回、リンは6回環境基準値を上回っておるといふふう言われております。阿蘇海環境浄化へ取り組みは、したがって、近々の、私は課題ではないだろうかというふう思っておりまして、本町はもとより、これは我々町だけでは解決できない問題でございますので、近隣の宮津市との連携、協力体制をより緊密にし、取り組みを強化する必要があります。さらに環境浄化へ取り組みは、一行政だけでは、これはできない問題であります。一番大切なのは地域の協力だろうというふう思っております。地域を挙げた多くの人々の協力が不可欠であります。

与謝野町として、阿蘇海環境浄化について、今、また今後、何をすべきか、また、課題は何か、町民にどのような協力を求めていったらいいのか、いま一度、検証すべきときではないでしょうか。

そこで、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点は総合計画の阿蘇海浄化に対する環境改善の実践の仕組みづくりが、なかなか見えてこない。これまで阿蘇海浄化についての与謝野町としての取り組みについてです。どのようにされていたのか、まずお伺いをしたいと思います。

2点目には、阿蘇海浄化についての課題は何か。与謝野町としての今後の取り組みの課題と改善の仕組みづくりを、町長は、どのようにお考えか、お伺いをしておきたいと思っております。

次に、具体的な問題について、お伺いをするわけですが、まず何といたっても家庭排水と農業排水が、阿蘇海汚染の一つの大きな原因になっております。

河川を通じて家庭排水や農業排水などが阿蘇海汚染の大きな原因となっております。これを防ぐには、やはり排水方法の改善が必要である。強いて言うならば、排水をしないと、こういう処置が一番必要であるわけですが、その施策追行には何といたっても町民の皆さんの協力がなくてはできない。協力が不可欠であろうというふう思っております。

そこでまず第1点は、下水道の接続促進であります。阿蘇海浄化に欠かせないものでありまして、それにはやはり町民の皆さんの理解と協力が必要であります。あらゆる機会をとらまえて、また、町の情報網、最近では、やはり有線テレビ等もございまして。そういったものを駆使して町民の皆さんに水の大切さ、阿蘇海浄化の大切さを訴え、積極的な接続促進を講ずべきであるのではないだろうかというふう考えておりますが、町は、今、今後、接続促進をどのようにして推進しようとしているのか、町長のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

それから、次に農業排水の関係でございますけれども、私は農業者ではございませんので、余り農業の関係については詳しくはございませんが、「浅水代かき」の問題が一つあるだろうというふう思っております。「浅水代かき」の普及促進と支援を、どのように推進すべきかとい

うことでお伺いするわけですが、阿蘇海の水質浄化を目指して、京都府と与謝野町は「環境にやさしい水稻栽培モデル集落」事業を行っております。

一般には余り知られておりませんが、開始から3年が経過しておると言われます。この事業は阿蘇海への農業排水の流入を防ぐために、排水をなくす、すなわち「浅水代かき」や水もれを防ぐあぜ塗りの作業を農家に指導する京都府内での唯一の試みでありました。徐々に賛同される農家がふえつつあるものの、一方では課題を多く抱えていると言われております。専用機を用いずに耕運機で行くと作業時間は浸水に比べて、いわゆる水をたくさん張るといふことですが、それに比べて水田1反当たり1時間から2時間長くなる。機械自体も傷みやすくなる。また、水を張る間も水量に気を配らなければならないと、こういう問題があると言われております。専用機は60万円から100万円の購入費がかかるので、米の値段を上げられない中では購入は難しいと、農業者は購入に消極的にならざるを得ないというふうに思われます。

この事業の普及、拡大のために排水の管理などに努め、そして環境保全に取り組まれている特定集落を対象に、「代かき専用機の購入の助成」、すなわち支援ができないもんだらうか。また、この事業を一集落にとどまらず、全地域に、私は広げるべきだというふうに考えておりますけれども、いかががお考えか所見をお伺いしておきたいと思っております。

2点目の項目ですけれども、公共施設へのEM菌の使用の促進についてお尋ねをしたいと思います。EMとは皆さんもご承知のように、人間にとってよい働きをする微生物、すなわち乳酸菌だとか酵母、光合成細菌、放線菌、糸状菌、こういったものを集合させた液体状のもので、有用微生物群と言われております。EMには、土が生き生きし、農薬や化学肥料を使わなくても作物が豊かに実るようになる。また、抗酸化力が強いので、ものが腐ったり、病気になったりするのを防ぐ、また汚染物質を分解する力があるので、環境問題の解決に役立つ、すなわちEM浄化法は、家庭排水から大型下水処理まで、いずれにも適用でき富栄養化現象の原因である窒素やリン酸の除去率も高い、このような観点から現在、与謝野町内公共施設の一部では、このEMが使用されておりますが、「環境にやさしい施策」の一環として、全施設に使用を広げるべきと考えますが、ご所見を伺っておきたいと思っております。

次に、環境教育（学習）の実践・推進について、教育長にお伺いをしたいと思います。

総合計画では、環境学習の推進を学校や地域、事業所において、だれもが取り組める、わかりやすい環境学習の推進に努める。また、地域の環境に則した環境学習を子供から大人まで参加できるような形で進めるとしております。前にも申し上げましたように、与謝野町に位置する野田川、阿蘇海が汚染されていることは明らかでありました。環境浄化は近々の課題だと認識しております。美しい水・緑は地域共有の財産とうたっている与謝野町の将来像、「水・緑・空、笑顔かがやくふれあいのまち」の水が今、汚染されているのであります。このまま放置していいものでしょうか。私たちは、今こそ子供から大人まで地域の環境に則した環境学習を進め、身近な環境浄化に真正面から向き合う必要があると思っております。さらに、野田川、阿蘇海の浄化問題は、合併による旧町の垣根が取れ、共通の課題として取り組みは可能となります。取り組みやすくなったと思っております。

そこで、環境教育の一環として、「水」をテーマにした学習を小学校9校、全校及び公民館活動の中に、また、各階層の生涯学習の中に取り入れるべきと思っておりますが、教育長のご所見をお伺



いをしたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 糸井満雄議員の質問の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

なお、午後1時から議会運営委員会が予定されておりますので、委員の皆さんよろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、糸井満雄議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員、ご質問の環境にやさしい施策の推進についてお答えいたします。

阿蘇海の問題につきましては、さきの町政懇談会でも意見が出されておりましたが、アオサやカキの大量発生による悪臭等、深刻な事態になりつつあると認識をしております。その原因につきましては、外海との海水交換の少ない閉鎖性水域であるために、汚濁物質の流入蓄積が進み、海の底はヘドロが堆積し、無酸素状態になっており、富栄養化が進み、アオサやカキの異常繁殖となっているというふうに思われております。

京都府が公表しております平成21年度の野田川堂谷橋地点の水質は、基準値をクリアをしておりますが、阿蘇海の水質はCOD、全窒素が基準値を上回る結果となっております。つまり下水道への接続の増加等により、阿蘇海への流入水質は改善されつつあるものの、今日までの汚濁物質の堆積が阿蘇海の浄化能力を低下させているというふうに思われ、これには抜本的な対策が必要であるというふうに考えております。

ご質問1点目の阿蘇海浄化に対するこれまでの取り組みにつきましては、京都府、宮津市、与謝野町、商工会、漁協等の関係団体と、京都大学舞鶴工業高等専門学校を学識経験者として構成します阿蘇海環境づくり協働会議を、平成19年5月に設立し、取り組みを進めております。具体的には、窒素やリンを多く含む化学肥料の濁水を流さない、浅水代かきの町内での取り組みや、小学生によるEMだんごの放流実験、農業者と漁業者との懇談会、阿蘇海環境絵画コンクールを実施し、優秀作品を環境改善ポスターにする等の取り組みを実施してまいりました。

次に、2点目の阿蘇海浄化への課題と改善への取り組みにつきましては、流入します水質の1層の改善と、阿蘇海自身の水質浄化能力を回復させる取り組みの両面が必要であるというふうに考えております。その仕組みづくりにつきましては、今、活動しています、先ほどの協働会議の取り組みを発展させ、環境改善への実践活動と啓発活動を地域全体のものにするのが大切であるというふうに考えます。とりわけ、浄化能力を回復させるための抜本的な対策を講じる必要があると考えており、府予算の確保と大学等、研究機関の協力を、さらに要請したいというふうに思います。

3点目の阿蘇海への流入水質の改善に欠かせない下水道への接続につきましては、議員ご指摘のとおり、阿蘇海の水質浄化に欠かせない条件であるというふうに思っております。町といたしましても、昨今の経済状況も考慮し、比較的費用のかからない雑排水の接続を先行していただき

ますよう、お願いしているところでございます。具体的には、工事説明会におきまして、トイレの接続は後回しにして雑排水を先に接続していただいた場合でも水洗便所改装等、資金融資あっせん制度等、各種施策の対象になることを説明し、接続率の向上を目指し、PRに努めております。

次に、4点目の浅水代かきの普及活動についてお答えいたします。平成19年度に協働会議が設立され、調査が行われたところ、阿蘇海の汚濁の原因の一つが、代かき時の濁水の流出であるということがわかり、認定農業者や環境に優しい農業を実践している集落を中心に、濁水を流すことは窒素やリンを無駄に流すことになること。濁水を流さないことが阿蘇海的环境改善につながるといった、そうした啓発を行い、農業分野から環境改善を応援していこうと普及活動を行ってきました。その結果、今春に協働会議が町内の農家を対象に実施いたしました阿蘇海的环境に関するアンケートでは、約6割の農家が浅水代かきを実施しており、そのうち水稲1ヘクタール以上の農家は、その約8割が実施しております。

大規模農家ほど浅水代かきを実施しており、町内の多くの水田で普及が広がっているというふうに感じております。しかし、この浅水代かきを実施してる農家のうち約4割の農家が、その後に排水を行うといった結果でしたので、せっかく浅水代かきを実施いたしましても、排水の中に窒素などが含まれているため、意味のない浅水代かきになっている状況が見受けられます。したがって、一番大事なのは代かき後の濁水を流さないということであることを、今後も強く訴えていく必要があるというふうに思っております。

ご質問のトラクターにつける代かき専用の機械、一般にハローと言われておりますが、この購入助成の件ですが、機械自体が数十万円から百数十万円程度しますので、仮に半額補助をいたしましても、農家負担はかなりの額にのぼり、有効に導入が進むかどうかは疑問が残るところです。また、既に大規模な農家は保有されておりますので、公平性の面から見ましても、町単費の補助制度の導入は現在のところ考えておりません。

今後は、今、使用されているロータリーなどの機械で、浅水代かきをしていただき、濁水を流さないことが重要であるということ強く伝えていきたいというふうに考えております。また、環境にやさしいモデル集落として実施している取り組みを全町に広げたらとのご意見ですが、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策が24集落で取り組まれており、一部の組織では、モデル集落であります後野地区と同様に取り組みが実施されておりますので、今後も引き続き全町的な課題として位置づけ、各活動組織に啓発、指導を行って、農業面から阿蘇海的环境改善を支援していきたいというふうに考えております。

それでは、2点目の公共施設へのEM菌の使用促進についてでございますが、町の公共施設におきますEM菌の使用状況は、岩滝地域の観光トイレ2カ所及び都市公園トイレ9カ所の計11カ所で現在使用しています。さらに本年度、桑飼小学校のプールで使用したところ、悪臭がなく掃除が楽になったとのことで、来年度、全校で使用が検討されております。また、指定管理となっております一字観公園のトイレでも使用され、効果があるというふうにお聞きいたします。

来年度からは岩滝庁舎でも使用が検討されており、水質改善、悪臭除去、土壌改良等さまざまな効果があるようですが、全公共施設での使用は強制することではなく、まず使っていただき、

効果を確認した上で使用を広めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 議員さんの、私へのご質問、環境学習の実践・推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校教育での水をテーマといたしました学習は、小学校4年生から水の学習を始めます。社会科では、水はどこから。理科で、水の姿という単元で学習しております。具体的には、施設見学などを通して、きれいな水を手に入れるための人々の努力や工夫を知る。また、水を有効に利用するために、自分たちにできることを考えるなどの学習内容となっています。さらに、総合的な学習の時間で、それぞれの校区内の川を探検したり、水質調査や環境についての学習をいたしまして、身近な課題について学んでいます。

5年生になると理科で流れる水の働きや、自然とともに生きるなど、環境教育は小学校では2年間、それぞれの単元で学習し、また、総合的な学習で地域に沿った学習をしているところです。そうした中でも、先ほど町長答弁の中にもありましたように桑飼小学校、さらに1校、与謝小学校におきましてはプール使用前、6月の中ごろからになります。プール清掃に従来、使用していました塩素系の化学薬品に、あるいはまた、サンポールとかいわれるような洗剤等にかえまして、EM菌の培養液を使用いたしまして、掃除後の、清掃後の、その排水による野田川の水質汚濁を防止するなどして、水質浄化に取り組んでいたところでございます。

なお、この取り組みにつきまして、私ども教育委員会では、来年度は町内全校のプール清掃のときに、それを取り入れていきたいと、そのように考えているところでございます。また、岩滝小学校では、従来からEMだんごを阿蘇海に投入して阿蘇海浄化運動の一端を担い、継続した取り組みをしているところであります。

各校では、これらの取り組みの成果を阿蘇海環境づくり協働会議主催の阿蘇海環境改善啓発ポスターや、環境問題ポスターの作成などで、着実に身につけていると思っているところであります。と申しましても、ただいま紹介いたしました学習活動や取り組みで、環境学習が十分に行われているとは思っておりません。そのため与謝野町にとりましては、野田川上流から支流、下流、そして、それらが流れ注ぎます阿蘇海まで、水は貴重な財産でありますので、引き続き内容のある学習となるよう指導していきたいと考えます。

これらの教育取り組みにつきましては、次世代を担う子供たちのための教育でございます。これでは百年河清を待つどころではなしに、十年河清を待つというような、予断を許すような状況に、阿蘇海はありませんので、ぜひとも子の背中を見て親が育つではなしに、やはり親の背を見て子供が育つということは大切じゃないかと思えます。そういう意味におきまして、議員さんご指摘の生涯学習に関しましても環境問題は大事な地域課題でありますので、社会教育の分野でも定期的に開催している公民館館長、主事会などのあらゆる場で提起をしていきまして、取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 阿蘇海の浄化につきましては、それぞれの立場の中で積極的に取り組まれておる面もあるわけですが、まだまだ、私はですね、この阿蘇海の環境問題については取り組む必要があるのではないかなというふうに考えております。

今、町長のほうから答弁もいただきましたが、いわゆる仕組みづくりにつきましても、今、答弁の中でもありましたように、阿蘇海環境づくり協働会議ですか、これがあるわけですね。この中で、今は活動に、私は過ぎないのではないかなというふうに思っておるわけです。これは、今、言われましたように京都府以下、各市町村やら商工会、民間団体、こういったところが加入されておるわけですが、予算書を見ましても、この環境問題への予算というのが全然ついてないわけですね。天橋立の世界遺産で登録の活動については80万円ぐらいの予算がつけられておるわけですが、肝心の阿蘇海の浄化についてはですね、ゼロなんですよね。ポスターコンクールで2万数千円なんです、予算がついておるわけですが、私はもっともっと、この阿蘇海の浄化に町として真剣に取り組むべきではないかなと、予算もある程度つけていただいてですね、私は取り組んでいただくべきものではないかな、そういう仕組みづくりがですね、私は大切じゃないかなというふうに思っております。

やっぱり阿蘇海は宮津市と与謝野町が隣接してるわけですが、やっぱり野田川の水質という問題もありますし、そういうことで、私は与謝野町のすべき役割というのはですね、この浄化の問題については、環境浄化については非常に大きなもんがあるだろうというふうに思っております。したがって、私はもっともっと与謝野町は積極的に取り組むべき事業ではないかなというふうに思っております。

今回の決算書の中でも、自然と安全を守る町の基礎づくりでは、NPO法人の協力により阿蘇海の環境学習をしましたというて書いてありますわ。これはゼロ予算ですね。ゼロ予算での、こういう内容なんですけれども、町長にお伺いするんですけれども、与謝野町としてですね、プロジェクトチームぐらいはつくってですね、私は取り組むべきではないかなというふうに思っております。

例えばですね、この環境問題についての窓口は企画財政課だというふうに聞いております。関係課はですね、下水の問題もあるので下水課、あるいは、環境の問題は住民環境課、さらにはですね、教育の問題もありますので教育。それから、先ほど申しあげました農林の関係がありますので農林課、これがですね、一つとプロジェクトチームでもつくってですね、今後、阿蘇海の浄化、あるいは野田川水質の浄化等についてですね、積極的に、私は取り組むべき施策ではないかなというふうに考えておりますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。再度、質問をさせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員さんのご提案、まことに、そのとおりだというふうに思いますけれども、この阿蘇海の浄化につきましては、やはり与謝野町だけではできない問題でございます。まだまだ、住民の方たちの意識、また、それから理解というものが非常に、そこまで至っていない状況の中ですけれども、与謝野町としては、よそでは取り組んでいない、例えば有機質肥料の京の豆っこを使用しているというようなこともございます。この阿蘇海の水質改善を応援するには、こうした自然循環農業を推進することが、効果があることと位置づけをしております、浅水代か

きの濁水防止以外にも、阿蘇海の環境改善につながる取り組みや実験を行っている、そういう状況でございます。

一つは、豆っこ肥料と化学肥料が、どれだけ阿蘇海の環境負荷を与えているか調査を行ったところ、有機質肥料である京の豆っこを使ったほうが化成肥料に比べまして、窒素やリンが水に溶けにくいことがわかり、代かき時に、これらの流出が防げることになりますので、京の豆っこ米の栽培面積の拡大が阿蘇海への環境への負荷を減らすことになるものというふうに思っております。

また、水稻のカメムシによります斑点米対策を行うヘリ防除など、共同防除につきましても、農家の高齢化が進む中で、非常に継続が難しくなっておりますし、アレルギーを持つ方などへの影響が大きいことも問題視されております。できるだけ減らせないかというふうに考えているところでございまして、そこで共同防除に変わる対策として、田植え時に施用する箱施用剤に水稻の出稲期まで害虫効果がある農薬を使用することで、防除が不要になりますので、昨年度と今年度に効果があるかどうかの実験を実施しております、その結果次第では今後、普及していきたいというふうに思っております。また、カメムシによります斑点米を削除する色彩選別機の導入も検討いたしております。

さらに、田にミネラルを与えるために、阿蘇海で問題となっておりますカキの殻を田に戻すことにより、有効な活用が図れないかというふうなことを農林サイドでは、そうした研究もしております。

それともう一つ、やはりこの海の汚濁が進む一つの大きな中には、やはり森の荒廃というのが、森林の荒廃というのが上げられますし、間伐材などの手入れを行うことによりまして、下層植生もあって良好な状態が保たれ、森が崩れて、そして、その土砂が川に流れ込むというふうなことも防げるというふうに思っております。

こうしてきますと、先ほどおっしゃいましたように下水、水道、水道はもちろんそうですし農林課、あるいは、そのほかの横断的な町として考えていく、そういう一つのプロジェクトが必要であろうかというふうには思いますけれども、今、その阿蘇海環境づくり協働会議には多くの組織が入っております。それがなかなか、下部組織まで伝わっていているという状況ではございませんので、それらも、町のあれもそうですけれども、地域全体でここをよくしていくんだというふうな取り組み方をもう少し強力に合わせて、並行してやっていきたいというふうに思っております。

京都府のほうも、先ほど申しあげましたように、非常に昔から堆積したヘドロ層が、非常に、魚が住んだり、酸素が回っていかないというような状況が起こっておりますので、平成5年からは、砂を、そのヘドロの上に砂をまいて、そして、そのことによって魚が生息しやすい、そうした環境づくりをやっていく、また京都府立の海洋センターでは、アサリなどの二枚貝や、あるいは海藻が水質浄化の、非常に効果があるというふうな研究の中で、それを進めておられます。いろんな、あらゆる分野で、それぞれの受け持ち範囲といいますか、その中で阿蘇海をきれいにしていく、その結果、橋立の、そうした環境保全をしていく、そういった運動につながっているというふうに思いますので、入り口はどこであってもいいんですけれども、そうした、みんながこの、我々の環境を考えていくという、そういう方向性へ今以上に力を入れていく必要性は十分あ

るというふうに認識をいたしております。

今後につきまして、これらのことについて、みんなで考えられるような、与謝野町版の、そうした組織づくりを、いま一度、もう少し考えて検討がさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は質問というより、提案というふうな格好でさせていただいたんですけども、今、町長は時間をくださいということでございます。

町長、今言われましたように、阿蘇海の浄化の問題については、さまざまな要件が重なっておるというふうに思います。今言われましたように森林の問題もそうですし、それから、いわゆる農業問題もそうですし、あるいは下水の問題、さまざまな問題が重なっておるというふうに思っております。

京の豆っこ米の、そういう取り組みも循環型農業として、私たちの町が進めておるということも十分承知しております、いろんな要素が重なって阿蘇海のヘドロ化の問題だとか、汚染の問題が広がっておるということはわかっておるわけですが、そのために、そういったことを一つずつ解決するためにですね、私は一係だとか、少数の人間では、これはできないと、京都府以下、協力も必要ですし、あるいは、私は何といても町民の方々の協力が必要だろうというふうに、私は思っております。そういう意味で、何を行政と今できるのかと、そして町民に協力を求めるかということについてですね、一係ではなしに、一つの関係課が集まってプロジェクトをつくってですね、その中で活動をしていく、一つでも二つでも前に前進していくという取り組みが、私は大事ではないかなというふうにご提案申し上げておりますので、町長におかれましても一つですね、今後、検討していただく課題として受けとめていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

その辺について、もし何か答弁があるようでしたらいただきたいと思いますが。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） この浅水代かきの農法につきましても、これは滋賀県が琵琶湖を抱えておりますので、滋賀県の農業をされております、お米をつくって、江州米をつくっておられる方たちは、もう既に、これをほとんどの農家がされているというふうにお聞きしています。やはり、そういう先進地の取り組みを、この京都府下では、この与謝野町が初めて取り入れてやっております。豆っこ米にしましても、豆っこという、そういうことにつきましても、ほかにはないやり方だというふうに思います。そうしたいろんな今後の未来につながる、いろんな取り組みがありますけれども、それが一つになってないといいますか、それぞれの担当で今、それぞれのあれがしております。全体で、この課をつくって張りつけるなんてことはできないでしょうけれども、それぞれの分野で今やっておりますことを、今回の一般質問でも、やはりそれぞれの担当課から、いろんなあれを集めて、一つの答えをつくりましたんで、やはり常時ということにはならないかと思えますけれども、せめてそういう情報交換をする場、あるいは今後どういうふうに進めていくかということを考える、そういう場をやっぱり庁舎内につくる必要があろうかなというふうに思っております。

ただ、いろんな課の情報交換をするだけでも、非常に、その与謝野町の全体にとっては有効な形になるのではないかなというふうに、今、考えたわけですけども、水・緑・空、笑顔かがやく

という中には、非常に自然環境に恵まれた、この与謝野町でございますので、やはり環境ということも大きな与謝野町を語る上では避けて通れない大きな魅力あることだと思いますので、そのマイナスの部分の部分を少しでも少なくするように、町全体で考えていくような体制づくりを考えていきたいというふうに改めて決意といたしますのか、思いを述べさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） もう時間があんまりありませんので、この問題についてはもう深く申し上げませんけれども、協議会が出しておるパンフレットでも天橋立、内海「阿蘇海」が悲鳴を上げていると、こういうパンフレットを出しておるわけですし、野田川につきましても、堂谷より上はきれいけれども、堂谷より下はですね、かなり汚れておるといふようなことも言われておりますので、私申し上げましたように、与謝野町として積極的な取り組みをお願いしておきたいというふうに思っております。

次の具体的な問題ですけれども、やはりその問題の一つはですね、やっぱり家庭排水と農業排水というふうに言われておるわけですね。下水もいろいろと接続も協力いただきまして、順次改良しつつあるわけですけれども、昨年と今年し、20年度と21年度の接続率を見ましても、水洗化率はやっぱり進んでいないということですね。公共下水にしては20年度は75.0、21年度は76.2と、わずか1.2ポイント上がっておるわけです、公共下水。それから、これ決算から拾ったわけですけれども、特環は56.9、56.9で同率なんです。だから、全体的にいうてもですね、上がってないわけです。水洗化率は、もう少しですね、やはり皆さん方の、町民の皆さん方のご協力をいただいてですね、この下水に接続する、接続しないとどのぐらいの影響があるかということもですね、やっぱり今、有線テレビがあるわけですから、そういうものを使いながら、町民に宣伝し理解を求めながらですね、私はそういう取り組みは必要ではないかなというふうに思っておるわけです。

したがって、今後やっぱりそういう有線放送を通じながら、情報が今、与謝野町は幸いにして情報網が張りめぐらされたわけですから、そういうものを使ってですね、町民の皆さん方に一つ協力を依頼していただきたいと、こういうふうに思っております。数字から見ると、下水も接続が進んでいないということが言えるわけなんです、この点についてもですね、強力の一つ進んでいただきたいというふうに思います。

それから、浅水代かきの関係ですけれども、これは町長、今、滋賀県のことを言われておりましたけれども、新聞でも明らかになっておりますように、琵琶湖の環境保全に取り組む滋賀県はですね、01年度から排水の管理などに努めてこられまして、そして米のブランド化を認証し、そして、そういったところの集落に対してですね、専用機の補助を、公金の補助を行っておるわけですね。その結果、非常に認証を受ける米の栽培面積が県内の3分の1に広がったと。こういう記事が載っておるわけです。ですから、非常に60万円から100万円すると、ハローと言われておりますけれども、その機械が高いわけなんです、購入された方もあるというふうに聞いておりますが、何らかのですね、その補助ではなしにそういった、やっぱり環境保全努めておられる農家、こういう人たちに対しての支援策というものはないのでしょうか。町長、何かそういう考えはございませんでしょうか。再度、質問していきたいと思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうことができないかなというふうに思って、担当課のほうにもちょっとどうかなというようなことを問いかけたこともございました。先ほど言いましたように何らかの補助をしたとしても、もう既に大きなところがしておられ、残っているのは小さいところ、小さいところにしましても、その100%なんてことになりませんから、何らかの補助金を出しましても、その分を農家の方が持たなきゃならないというふうなこともあって、そういう点では、もう一工夫、二工夫も必要なかなというふうに思いますけれども、今すぐにはちょっと思いつきませんが、一つのご提案ということで、またちょっと研究なり、考えさせていただきたいなというふうに思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） これは、農業の、農家の方に協力を願わんとですね、農業排水についてはですね、何とか難しい問題で、こういったことにつきましても、ぜひ皆さん方にご協力をいただいて、水質改善に、環境改善に努めていただきたいなというふうに思っております。

これは、農林課からいただいた資料ですけれども、先ほど町長が言われましたように60%の方が大体、この事業をやられておる。だけど36%の方が、後で水を流しておる。排水を流されておるといふふうなことで、効果がいま一かなというふうな感じがいたします。それから、この事業を知らなかったという人が62.3%おられるわけですね。やっぱりこういったことも、私はもっともっと宣伝すべきではないかなというふうに思っております。

この濁水が水質悪化の原因となって、知っているという方がやっぱり58.7%おられるんですけども、まだ知らないとかですね、影響ないというふうに言われておる方がですね、やっぱり40%ぐらいあるわけですよ。こういうことも含めて、こういう事業をやっていると、阿蘇海の浄化のためにですね、環境改善のためにこういうことをやっておるといふことをですね、やっぱり、私が先ほど何遍も言いましたように有線テレビ等ですね、特番でも組んで放送し、そして農家の、農業の方が、これだけ努力しておるんだということを町民の前に知らせることも、私は重要ではないかなというふうに私は思っております。そういう取り組みも、今後、ぜひ町長お願いをしたいなというふうに思うんです。そうすると、やっぱり農業の方が実際、自分たちがやっておることがですね、町民の皆さんに知っていただく、それだけでも、私は張り合いが出てくるのではないかなと、やる気が出てくるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうふうな取り組みも、ぜひ私は考えていただきたいなというふうに思っております。

そして、全体のやっぱり町民の意識の改革の中で、全部の町民が、野田川の水質の浄化、そして、強いては阿蘇海の水質の浄化につながるんだという意識を持っていただくことが、私は大切ではないかなと、このように思っておりますので、ぜひその点もよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、EM菌の関係ですけれども、このEM菌はですね、これ簡単につくれるんですよ。EM菌のつくり方を教えてくださいということだったら、私教えますけれども。やっぱりこれは浄化作用がありますし、さび止めもなりますし、におい止めにもなりますし、今、町長が言われましたように、岩滝の公衆トイレ等ではですね、これ使っております。

それから、大内峠一字観公園には、すべてこの菌を使っております。これは従事者がEM菌を買ってきて、そして簡単に言えば投入ですと、これをまぜて発酵させて、そして、これをスプレ



一等で使えるし、そういうふうな扱い方をしておるわけです。ですから、やっぱりこれはですね、環境に私はやさしいもんだらうというふうに思っております。ですから、まず、これを町民の皆さんに、本当は、私は、特に下水を接続してない方に使っていただきたいんですけども、そういうわけにもまいりませんので、ぜひ、公共施設の中で始めようということもありますけれども、まず自分たちから始めていただきたいなというふうに思っております。時間がないので、お願いだけになりますけれども。

それから、学習関係ですけれども、特にいろいろと学習を取り入れていただいておりますけれども、やはり小さい子供さんのときからの、やっぱりそういう水を大切に作る心というのは、大変だらうというふうに思っておりますので、プールの問題も出てきましたけれども、一つ十分教育の、生涯学習、あるいは公民館活動の中でも皆さんが、小さい子供から大人までがそういうことを知るいい機会ではないかというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。お願いばかりでございますけれども、いたしまして質問を終わりたいと思います。ちょうどゼロになりました。

議 長（井田義之） 答弁はありませんか。

太田町長。

町 長（太田貴美） 一つのいいご提案といえますか、CATV等でやはり町民の皆さんに現状を知っていただく、また、それによって協力していただく、そういったことが非常に大事なかなというふうに思いますので、それらにつきましては早速、そういう方向で考えさせていただきたいなというふうに思っております。

そのほかのことにつきましては、なかなかやっぱり息の長い取り組みになろうと思いますし、それらについて、町はある意味、予算には、それぞれには環境の整備みたいなんでは出てきませんけれども、あらゆる分野で、それぞれ相当、町も努力をさせていただいているということもやっぱりご理解がいただきたいなというふうに思います。それらにつきましては、今後の大きな課題だというふうに思いますので、前向きに取り組む姿勢は、ご理解がいただきたいというふうに思います。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議 長（井田義之） これで糸井満雄議員の一般質問を終わります。

次に6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6 番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 議長より、一般質問のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、役場庁舎の統廃合について質問をいたします。

昨日、赤松議員がされました庁舎の統廃合の質問と、私の質問は重複する部分が多くありまして、きのうの町長の答弁は大変詳細に説明されており、合併協議会の発足当時の話から事細かく答弁をされておられましたので、私の質問はしなくてもいいのかなとも思いましたが、私は私なりに赤松議員とは違う目線で、統合問題の、統廃合の問題を考えたと思っておりますので、重複するところがありますが、お許しをいただきたいと思います。私の質問には町長には簡単な答弁で結構かと思っておりますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。この6月から7月末にかけての2カ月間、24区の町政懇談会を開催されまして、町長初め副町長、教育長並びに町職員の皆様、まことにご苦労さまでございました。十分に町民のご意見を聞いていただいたと思います。その町政懇談会において、町長は役場庁舎の統廃合について話し合う時期が来たと言われてございました。また、町職員のワーキンググループの意見として、加悦庁舎に本庁を置き、総合庁舎にすることが望ましいと言われてもおります。これは岩滝地域の住民にとりまして、大変ショッキングな話でありまして、岩滝地域の皆さんがナーバスになるのも伺えることだと思います。

岩滝地域の皆さんは、与謝野町になってから何一ついいことがないと嘆いてございます。また、この4月からは水道代も値上げになり、景気がなかなか上向きにならない現状の中、住民には大変厳しい現実だけが示されているのではないのでしょうか。岩滝地域住民の、このような心情の中では、この上に本庁まで取っていくのかという気持ちになるのも仕方がないようにも思えるのであります。私は総合庁舎に対する案に反対するつもりはございませんが、与謝野町の総合庁舎として加悦庁舎の位置がベストだと言えるのでしょうか。

与謝野町の将来を考えるならば、高速道路がおりてくる野田川バイパス付近の石田地域か山田地域に新しい庁舎を建設することを考えていくべきだと思います。将来は、京丹後市の森本に通じる道路も計画されている場所であり、道路網の進捗状況の変化も考え、これからの丹後の核となる場所に新設すべきではないかと思えます。

しかしながら、新庁舎建設となると大変な費用がかかることにもなりますし、町民への負担もかかってくることになるとは思いますが、将来の、20年先、30年先の与謝野町の発展を考えますと、思い切った決断もしなければならぬのではないかと思います。また、新庁舎の建設は無理だというのなら、現在の分庁方式のままでもよいと思いますが、町長はどのようにお考えになっておられますか。

次の点をお聞きしたいと思います。

一つに、加悦庁舎を総合庁舎とする場合の利点は何か。また、どれだけの規模の総合庁舎にするのか。費用はどれぐらにかかるとか。

二つ目に、現在の分庁方式の問題点は何でしょうか。

三つ目に、与謝野町の将来を見据えたベストな位置に新庁舎を建設することは考えられないのか。

以上の3点をお聞きしたいと思います。

次に、学校の統廃合について伺いをいたします。

全国でも、与謝野町においても年々少子化が進んでおります。特に岩屋小学校においては、平成26年から生徒数が減る学級があり、国や京都府の定めた複式学級を取り入れなければならぬ人数になるようであります。当然、今後も子供の数がふえていくことは考えられない状況でありますし、子供の人数は確実に減少していております。

近隣の京丹後市では、学校の統廃合に、既に具体的な案も出されて検討されているようであります。与謝野町でも何年か前から検討されていると聞いていおりますが、現在、どのような案が出されているのか。また、いつから統廃合を始められるのか、お聞きしたいと思います。また、保育所、保育園、幼稚園では地域の垣根が取られていて、与謝野町の住民であれば、どの保育所、

保育園、幼稚園に行ってもよいことになっております。親の生活状況を考慮したとしてもすばらしい制度であると思います。

小学校においても親や子が行きたい学校を選ぶことができる選択制にすることはできないのでしょうか。小学校に選択制を導入することで、学校の質や先生のレベルも向上していくことになると思います。学校の統廃合については、現在、どのような案が出てきて、いつから始められるのか、また、学校選択制の導入についてはどのように考えておられるのか、この点を教育長にお伺いいたします。

次に、体育施設についてお伺いをいたします。与謝野町に合併して4年経過しておりますが、体育施設は旧町時代につくったままの施設であります。与謝野町の施設としては規模、機能性、使い勝手において不十分であります。また、他市町の施設と比べても見劣りもいたします。今後、スポーツの町与謝野町として、町民の健康や体力向上はもとより、優秀な選手の育成も考え、大きな大会やイベントができるような規模の施設を整備する必要があると考えてます。

例えば、陸上競技においては、400メートルのトラックが必要でありますし、野球においては球場という施設が必要であります。テニスにおいては現在岩滝にオムニコート4面と、野田川にクレーコート4面、加悦にゴムのコートが3面あるわけですが、どれも修理をしなければならぬような設備ばかりであります。また、コートが別々の場所にあるので、大きな大会ができまじく大変不便を感じております。1カ所に8面から10面のコートが必要ではないかと思っております。また、ソフトボールにおいては、4面が取れるようなグラウンドが必要であると思っております。早速、来年にはソフトボールのシニアの全国大会が与謝野町で開催されると聞いておりますが、とても与謝野町の施設だけではできないので、近隣の施設を使用して開催することになっているようでもあります。また、体育館につきましても同様に、大きさや設備が十分であるとは言えないのであります。

与謝野町にふさわしい体育施設の整備と、1カ所に効率よくまとめられた総合スポーツ施設を、将来において建設するお考えかがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 宮崎議員ご質問の1番目、役場庁舎の統合についてお答えいたします。

まず、本論に入ります前に庁舎方式の整理を行いますと、昨日もちょっと申し上げましたが、分庁舎方式と言いますのは、行政機能を部や課を単位に複数の庁舎に振り分ける方式でありまして、一定本庁は定められておりますが、どの庁舎の本庁機能を持っているという方式でございます。一方、証明書の発行など受付事務だけを行う庁舎は、これは出張所ということになりますので、庁舎方式の定義を、そういうふうには押さえていただきたいというふうに思います。

分庁方式は、対等合併の場合、多く、庁舎の改修経費などが少なくても済むと一般に言われており、平成の大合併では3割程度が分庁舎方式で合併のスタートをされているようでございます。さて、ワーキンググループの報告書では、3庁舎のうちでは加悦庁舎が総合庁舎に適しているというふうになっております。これにつきましては、報告書の中でも触れられていますが、限られた時間内に方向性を出すために既存庁舎を利用して、職員が執務できるかどうかといった、そうし

た観点で検討をしたものであり、庁舎の位置、公共交通機関、公共施設の関連などの課題も重要と考えられるというふうにされております。加悦庁舎の総合庁舎化は現状の加悦庁舎と元気館などの周辺施設を想定しており、一定程度の増築や改築が必要とされていますが、規模や費用までの検討は、まだしておりません。

また、3庁舎を維持するには、年間4,000万円程度が必要となっております。各庁舎に地域振興課を設置し、多くの職員を配置、これは平成22年5月1日現在ですと、岩滝に5人、野田川7人、加悦8人、合計20人と配置がなっておりますということが課題であるというふうにされております。このように、分庁舎のままでは多くの経費が必要ですし、これからさらに職員が減少していく中で、各庁舎を、このまま維持し続けるのは大変難しいというふうに考えております。

現在、本庁では行政改革を推進していく中で、職員数の削減や各種施策の見直しなどを実施しております。庁舎についても検討すべきであるというふうに考えております。あわせて庁職員を削減していく中で、地域振興課などの組織のあり方も検討が必要であり、将来に向けて安定した行財政運営を図っていくためには、総合庁舎への課題は避けて通れないというふうに考えております。さらに総合計画審議会や行政改革推進委員会からも、本件につきましては議論を進めるよう指摘されているところでございます。

さて、宮崎議員、ご提案のように、新たな位置に庁舎を建設するとなりますと、用地の問題が生じてまいります。建設費のみならず、用地費までも考慮をすると、さらに多くの金額が必要になってまいります。新たな庁舎の建設につきましては、これまでから申し上げましていますとおり、私には、その考えはございません。そこに費やす経費を他の施策に使うべきであるというのが基本的な考え方ございまして、新たな庁舎をベストな位置に建設することが本町にとってベストであるというふうには考えておりません。加悦庁舎の総合庁舎方式がベストであるかどうかは、これはさらに課題を整理いたしまして、皆さん方との議論を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういった点、ご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど少し町政懇談会のお話も出ておりましたけれども、この庁舎の問題につきましては岩滝地域、7地域でございますけれども、6地域で、この件について質問が出ておりました。何一ついいことがないというような声もちょこちょこお聞かせいただきます。しかし、先ほど議員が言われましたように、幼稚園にしても保育所にしても、与謝野町になって自分の仕事の動きによって、選べるようなこともありますし、CATVを導入することもできましたし、いろいろと数え上げれば、やはり与謝野町になっていいこともあるのではないかなど、最後に行きました石田地域では、そういうお声も出ておりました。ですから、今まで大変、岩滝は恵まれていたんだと思いますけれども、新しい一つの町になりました。そうした中で、やはり全体のレベルを上げていく、そうした施策が今後は必要になってくるんかと思っております。限られた予算の中で、それをどう有効に、効果的に使っていくかということが今後の与謝野町に課せられている、そうした課題ではないかというふうに考えておりますので、そういった点も、ぜひご理解が賜りたいというふうに思います。

それから、3番目の体育施設につきましての質問は、私からお答えさせていただきます。

町民の皆さんがスポーツを通じて、健康づくりや競技に励んでおられますことは、町の活性化

につながり、町といたしましても支援していきたいというふうに思います。教育委員会では、平成20年6月、21年度から向こう10年間の社会教育基本計画が策定されております。その中にスポーツ振興計画も入っておりまして、事前の基礎調査で平成18年に小・中学校と社会人対象、1,853名を対象にスポーツ意識実態調査が実施されております。スポーツ体育施設で必要なものは何かとの質問では、トレーニング施設が一番多く、続いてプール、4番目に総合運動公園という結果になっております。総合スポーツ施設の希望は余り高くないという結果になっており、総合スポーツ施設の建設というご提案でございますが、現在、町内には社会体育用としてのスポーツ施設は、グラウンドが4カ所、体育館5カ所、武道場が5カ所、テニスコートが3カ所、グランドゴルフ場が2カ所、ゲートボール場が1カ所を教育委員会と担当課が、それぞれ管轄しております。

そのほか、小学校と中学校の学校体育施設も学校開放をいたしており、身近な施設として夜間と日曜、祝日を中心に多くのご利用をいただいております。現在の施設はおおむね全町万遍なく活用されているというふうに理解をしております。確かに、大きな大会を開催をする場合は、1カ所で集中開催するにはスケールの満たない施設かと思いますが、競技種目によっては大きな施設を望まれている愛好家や団体もあると思われそうですが、総合スポーツ施設の新設については、町の規模、また町民の皆さんの利用状況、さらには財政的に見た場合、少し無理があるというふうに思います。大きな大会を誘致する場合には、近隣の市町と広域での連携、取り組みも一つの方法かと思っております。

現在の町の施設は、昭和63年の京都国体を機に建設されてものが多くありまして、老朽化により傷みも出てきており、大規模な修繕や改修を計画的実施しておりますが、今後におきましても利用者の皆さんに支障を来さないようにと考えておりますし、体育協会や少年少女スポーツクラブなどの皆さんとも十分連携を図りながら、スポーツ活動への支援を進めたいというふうに思いますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 宮崎議員の質疑の途中でありますけれども、ここで2時50分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時35分）

（再開 午後 2時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、宮崎有平議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 宮崎議員の2番目の学校統合についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の学校の統合は、いつから始めるのかとの時期のご質問でございますが、現在、町長から教育委員会に対しまして学校の適正規模、適正配置につきまして、教育的観点からどうあるべきか、検討を願いたいという指示を受けております。

ご存じのとおり、平成21年5月1日付で与謝野町教育環境あり方検討委員会から、町長あてに提言をいただいておりますが、この提言を踏まえて、今後は教育委員会としてどうあるべきかを検討していく必要があることになっている次第です。今後、教育委員会では、その学校の適正

規模、適正配置につつまして研究、協議を重ねまして、一定の方向性をつくり上げまして、その内容を、今度はさらに町長部局のほうで検討していくことになっておりますので、ご質問の時期の問題につつましては、それらの協議、研究協議、あるいはまた検討の中での一つの課題であると言えます。

それから、次に学校の選択制の導入についてのご質問でございます。言葉じりをとるようで非常に申しわけないんですけども、議員さん、先ほど保育所、保育園、それから幼稚園は全町的に都合のいいところを選んで入園、入所するという形になっているということをおっしゃいました。そのことは事実、本町の一つの、私は特色だと、そのように思っております。しかしながら、保育所、保育園、それから幼稚園につつましては、これは通園、通所につつましては、保護者が付き添いであることになっております。

したがいまして、保護者の仕事の関係等、考えていきますと、都合のいいところに子供を預けるという点におきましては、非常にいい制度だと、そのように思っておるわけです。しかしながら、小学校に入りますと、今度は自分で登校することに、下校することになっております。その点、ちょっと保育所、保育園、幼稚園とは、その選択の問題が違ってきておりますので、その点は抑えていただきたいと、そのように思います。

本論でございますけれども、現在、学校の通学につつましては、学校教育法に基づきまして、条例で校区を定めております。したがいまして、教育委員会が条例に基づいて指定する学校で就学することになっております。しかしながら、特別な事情がある場合は、それを、通学区を越えて他の学校に通うことはできます。これにつつまして、過去は主に物理的な要件、つまり本来の通学区域でしますと、隣の通学区域の学校、そのほうが近いというようなケースが出てきますね、線引きですので。そうした場合の多くは適用されていったわけです。

しかし、その後、弾力的な運用を図るようというところで、単にそうした地理的、物理的な条件だけではないに、それは個々の、いろんな事情に応じて、教育委員会のほうで判断をして、そして区域を、また、越えていくこともできるように、現在のところはやっているわけです。現在のところは、そのようになっていることを、まずご承知おき願いたいと思っております。

そもそも、この学校の選択制ということが出てきましたのは、御存じのとおり世界的といったら世界的でしょうけれども、いわゆる新自由主義の理念のもとで競争原理、至上主義ですね、その中で、やはり自由競争をしていくためには、いろいろな規制がありますと競争が自由にできません。したがいまして、その規制を緩めたり、撤廃したりするという、その流れの中に日本もありました。したがいまして、その規制緩和の流れの中で、その規制の撤廃というところは、最初に出てきたのが教育の世界におきまして、この学校の選択制であります。そのときの選択制の理由につつましては、保護者が学校に、より深い関心を持つこと。それから、保護者の意向、それから選択、評価を、学校へですね、を通じて特色ある学校づくりを推進していくという、それが大義名分であったわけでございます。したがいまして、全国では早く取り組んだところは、東京都の品川区でございます。それから、全国各地に、それは広がっていきました。しかしながら、実際に選択制を実施していきましたら、そうは大義名分どおりにはならないと、そういう現象になりました。品川区も、逆にまた一定の規制をしていって、その選択制を維持している。

それから、群馬県の、ちょっと市は忘れましてですけども、その学校のところにおきまして

は、元に戻しております。弊害が出てきまして。

議員さんの質問の趣旨の中には添うかもしれません。いわゆる学校が新しいとか何とかという、そういうふうな理由で選択していくわけですね。そうしますと、生徒の集まらん学校が出てくるわけですね、だから、いびつな話が出てきたわけですね、弊害が多くなりましたので、結局、元の区域制に戻しております。

もっともそれを、集まらん学校はもう廃校にしたらええんだというのも一つの論理かもしれませんけれども、それは教育のあり方から考えていきますと、若干問題があるかと思っております。

いずれにいたしましても、私ども当町の教育委員会につきましては、その学校選択制につきましては、今のところ取り入れる意向はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 最初に統合問題について、また、ご質問をさせていただきます。

町長には、大変、また、私の質問に対してもご丁寧にご答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

きのうからきょうにかけて、大変、私、町長の答弁も聞いておまして、私の知らなかった部分もようけありまして、納得する部分もあるわけでありまして、これは地域のエゴというふうなことを言われたら、そうかもわかりませんが、岩滝地域の皆さんの気持ちというものです、そういう感情的なものも大分入っておるところでございますので、もっともっとこれからまだ、決定したわけではないというお話でありますので、これから岩滝、与謝野町の皆さんとでありますけれども、議論をしていただきたいと思っておりますが、どうでしょう、町長、その件について。これからも、もっともっと議論していただくということによろしいのでしょうか。

それとも、もう加悦庁舎に、方向でやっていくというような考えでございましょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議論をするたたき台として我々が考える、これが一番ベストであろうというものを、今ある庁舎を使ってするという前提のもとで、この庁舎がベストであろうということでの議論のたたき台をつくらせていただこうとは思っております。

ただ、もう今までの、やはり積み重ねの中で、やはりこういったことにも、もう議論をするべき時期がきてると、早く毎年、何千万ということが起こってくる中で、全体の流れの中で、やはりそうしたことを、やはり議論すべきときが来ているというような、それぞれの総合計画審議会や行政改革のほうからもご指摘をいただいておりますので、やはり早い時期から大変微妙な話でございまして、オープンにして町民の皆さんと検討していく、大事なことだと思っておりますので、これから議論をしていきたいというふうには思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） これから、ますます議論をしていただけるということでもありますので、今どきの皆さんにもでもですね、しっかり納得ができるようなお話をしていただきたいというふうに思っています。これから、それは町長として精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、続けて町長、答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 昨日、赤松議員のご質問にお答えしましたように、大体、大まかな予定といえますか、そうしたことも昨日申し上げましたので、やはり時間をかけた中で最終的に決めていきたい、財政のこともございますので、それらのことも含めて、総合的な最終ということになるかというふうに思います。

それから、ちょっと私、意見が違うなと思いますのは、与謝野町の将来を考えたベストな位置に新庁舎をとということですが、じゃあベストな位置がどこなのかということもなりますし、新しい庁舎を、前提としては建てないという前提の中での論議だということを改めてご承知おきいただきたいなというふうに思います。

庁舎というのは、やっぱりどこにあっても、町のいろんな業務をする職員が集まっているといえますか、している役場といえますのは、そういうところでございます。ですから、町民の皆さんが、その役場を訪れられるという、そういう機会というのは、そんなにたくさんあるものではないというふうに思っておりますし、手続、いろんな申請を出したり、手続をしたりというようなことを考えますと、やはりその部分の、どうサービスを低下させないようにするかという、そういうところが、むしろ大事な議論をすべき中身になってくるのではないかと思いますし、役場があるところが町の中心という、そういう考え方もありますけれども、前回の合併協議の中でも、ニューヨークというところと、ワシントンDCというところと、行政をつかさどるところ、政治をつかさどるところと、産業の経済の中心というところは全く違いますけれども、それはそれで意味があると思いますので、そういったことよりも、むしろ住民の方たちの、そのサービスが今まで以下にならないような工夫がどこまでできるかということに議論をする時間を多く割きたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 住民のサービスが低下しないようにという、そういった考え方で庁舎を考えるとというふうなこともおっしゃっていただきまして、よく理解したところでございます。

次の、続けて町長が答弁されたんで、体育施設についてお伺いをいたします。

体育施設というのは、生活に特別、こう余暇というふうなことで考えておられる方が町民の方が多いと思われまいますが、一つはその総合的なスポーツ施設ということは考えていないというふうなご答弁をさっき聞かせていただきましたけれども、この与謝野町ではそれは必要がないというようなことでご答弁いただいたんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、この与謝野町の規模、そして町民の皆さんの希望される利用頻度、また、財政的に見た場合、総合的に判断して、あったらいいということになるかと思えますけれども、どうしても必要な施設ではないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今あります施設等も、満足のいくような施設がなかなかないわけでありまして、こういったことは今後、どの施設についても改修といいますか、修理といいますか、そういうふうなことはやっていただけるような考えでおられると思いますけれども、その改修をされるに当たってですね、どの施設についても、もう少し与謝野町にあったような規模の施設にする考えが



おありどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、順次そうした施設につきまして大規模な改修も含めて、計画的に改修をしてきているところですが、その中でむしろ、これはもう閉鎖しなければというようなものも今後は出てくるだろうというふうに思っております。

しかし、今の状況の中では、それぞれ一つとしてはないですけれども、それぞれの地域に、それぞれ身近に使える、そういうスポーツ施設というものは整っているわけがございますので、今のところというより、当分そうした施設ということは、今後の管理等々も含めて考えますと、非常に難しいというふうに思っております。

例えば宮津市でも球場を抱えておられます。せんだつても、今度、大会があるので、あそこの掲示板といいますか、点数の、あそこを電光にしようと思ったら1億円かかると、もう今、厳しい状況の中で、これに1億円かけるよりは、ほかにとということで、取りやめにされたというふうなことを言っておられました、一事が万事そういうもので、やはり大きい施設を抱えてやるということは、今後のメンテも考えていきますと、果たして年に何回使われるかわからない、そういう施設を守りすることよりも、今ある施設を身近に使っていただいている小学校の体育館等々も含めて、充実させていくほうが、すそ野が広がる、そうしたスポーツの振興に役立つのではないかなというふうに思っております。むしろそういうものよりも、ほかの同じスポーツ振興でも、いろんなほかのことも、足らない施設もあろうかと思っておりますので、そうしたことも考えるのも一つの方法かと思っておりますが、今、おっしゃっている、その総合スポーツセンター的なものは今のところ考えておりません。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） こんな大変厳しい世の中でございますので、スポーツ施設に力を入れることはできんというお考えには、よくわかるわけであります。

しかしながら、やっぱり楽しみというものを、だれも持って生きているというふうに思いますし、そういった楽しみがなかったら、やはり生活の厳しいばかりでは夢が持てないというふうに、私は思います。スポーツというものは、そういった皆さんに夢を与える一つの道具であろうと思っておりますので、これからスポーツを楽しむ、あるいは健康維持のためにスポーツをするという人たちにも夢を与えていただきたいなというふうに思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

それから、小学校の導入性の件についてご答弁をいただきました。小学校の選択制ですね、選択制。選択制はいいことも、また悪いこともあるというふうなご答弁でございまして、それはもう当然どっちもあると思うんですけれども、私は選択制を取り入れることで、学校の質や先生らが頑張るであろうというふうな、先生のレベルというものが、少なくとも少しは向上するのかなというふうに思ひまして、どの学校も同じレベルのことにするというふうな形もいいと思ひますが、選択制を導入することも一つの案ではないかなというふうに思ひまして、これが学校の統廃合にも多少なりとも影響してくるかなというふうには思ひしております。

学校の統廃合は、やはりこれだけ子供の数が減ってきておりますので、早い時期に検討し結論を出せねばならないと思ひますが、教育長、ご答弁お願いします。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

選択制のことについてでございますけれど、確かに先ほど申しましたように、基本的に競争原理を持ち込むことでございますので、当然、そういう論理が出てくることは、文字どおり、そのとおりだと思います。

しかしながら、それだけで教員が頑張るか。あるいは子供たちも頑張るかという話には結びつけてないと思います。もっともっと、その教育の質を高める、そのために教員が研修し、そして、その成果を子供たちに返していくということは、これはもう当然のことで、そうあるべきですので、むしろ、そちらのほうを追求すべきだと、私はそのように思っております。

それから、子供の数がどんどん減っていております。だからいずれにしましても、近い将来、適正規模、適正配置は現実のものとなっていくことも、これはもう事実です。したがって、先ほど紹介しました教育保育環境検討委員会が提言しとる中にも、当然そのことをすべき必要があるということを提言しておるわけでございます。したがって、それを受けて町長のほうは、先ほど申しましたように、まず教育委員会のほうでたたき台をつくってくれという話になってるわけでございます。ちなみに、じゃあ子供たちがどのように減っていくということについて、ちょっと紹介しておきますと、現在、平成20年度ですね、20年度には1,547人おりました。それから、それが本年、22年ですね、22年は1,395人でございます。したがって、その20年度に比べますと、約1割減っていることとなります。

それから、今から、今度はちょっと数字は統計とったところで飛びますけれども、26年度ですね、平成26年度になりますと1,206人と、そういう数字になります。これを平成20年でいきますと、これは78%ですから2割強減になります。それから、ことしから、今年度と比べますと、これは86%になるんですか、だから14%程度減ることになります。それから、11年後ですね、つまり平成32年です。これは推計が入ってきますので、若干違って来るだろうとは思いますが、981人になります。そうしますと、20年に比べますと12年、13年のうちに6割ぐらゐの数字になります。6割強の数字になります。

それから、ことしと比べますと3割減になるということになります。だから、いずれにしましても、どこかでしなければならぬということは、このままの出生率なんかを勘案していきますと、避けて通れない課題であるわけです。それを、どこでするかというのは、こうした中を、状況を考えながら、先ほど答弁させてもらいましたように、いろいろ検討していくことになると思います。

ちなみに申し上げておきますけれども、岩滝小学校、加悦小学校、それから市場小学校を除きますと、全部一学年一学級です。それでいきますと現在9校ですので、学年数は54学年になりますね。そういう複数のやつを入れましても、各学校に、9校に6学年ありますのでね、六九の五十四学年ということになります。それで人数、その人数が、その一学年の人数ですね、それが10人から20人の間ですね、10人以上、20人の間でいきますと、今年で18学年が相当します。つまり33%に当たります、それは。

それから、20人以上、21人から29人の学年が、本年ですと16でございますので、29%、これが主力になるわけなんですね。それが先ほど言いました、平成26年には、今度は11人から19人までの学年、一学年が。それが4割になります、39%になります。それから、

21人から29人までは、これは変わりません。しかし、その30人以上は、どんどん減っていくわけです。

そして、11年後の32年度になりますと、11人以上から19人までが何と半分になります。そして、21人から29人が4分の1になります。24%になります。そして41人以上49人までは6学年です。だから1割になります。もうそれ以上はありませんという、そういう推計になります。

したがって、教育効果等を考えていきました上で、どこでどのようにしていかなければならないのか、その一つの手がかりにつきましては、教育保育環境委員会が提言しております一学年複数クラスという、そして一学級25人から30人がいいだろうという、そういう提言をいただいております。だからそれらをもとにしながら、いずれにしましても、まず初めに教育委員会のほうで検討いたしまして、そして時期等も含めてまして、そしてまた、町長部局のほうで検討していただきまして進めていくことになります。

以上、長々と申しましたけれど答弁とさせていただきます。

6 番（宮崎有平） 以上で終わらせていただきます。

議 長（井田義之） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） お疲れさまです。

本日、最後の一般質問となりました。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきますと思います。

私の一般質問ですが、鳥獣被害の対応についてでございますが、この先の見えない不況の中で、地域経済を担う農林業・中小業者は大変厳しい状況に追い込まれております。私は、この厳しい経済状況の中で地域振興、また農林業・中小業者を守るための施策、支援策は、行政といたしましても大変重要な課題であると考えております。

農水省が今月7日に発表いたしました2010年農林業センサス調査によりますと、2月1日現在の農業就業人口は260万人となり、前回調査2005年に比べ22.4%減少、減少率は比較可能な1985年以降で最大を記録とあります。就業者の平均年齢は63.2歳から65.8歳に上昇いたしました。高齢化により農業をやめた人がふえたのが大きな原因と見られております。就業者を男女別に見ると男性が16.6%減なのに対し、女性が27.5%減と、落ち込みが際立っております。これにつきましては、農業で補助的な仕事をしていた女性がパートに出て行った可能性があるとの見解でございました。農業で一定収入を得てる販売農家数も16.9%減の163万1,000戸と大きく減少しました。

一方、耕作放棄地は40万ヘクタールと、2.6%増加したとございます。日本の農家の存続が危ぶまれる中、野生鳥獣による農林業への被害は本当に深刻であります。イノシシやシカなどの被害は近年、深刻かつ広範囲になってきており、全国でも毎年200億円。京都府下では2004年の4億9,610万円から2008年7億4,400万円と、4年間で約1.5倍にも急増し、全国5位、農業算出額1億当たりの被害額は106万円と全国最悪の状況でございます。

その理由として、温暖化に伴って積雪が減少し、生育区域が広域化している、えさ場や隠れ場となる農作放棄地がふえてきている、高齢化による狩猟者の方が減ってきているなどが上げられております。私も商売の傍ら、親戚の水稲を手伝っておりますが、鳥獣被害は生産意欲を減退させ、耕作放棄の原因にもつながり、被害額にあらわれる以上に集落の存続、あるいは食糧生産全体に対する深刻な状況であると認識しております。

このような背景の中、ご承知のとおり、平成20年2月に鳥獣による農林業等にかかる被害防止のための特別措置に関する法律が施行され、特措法の第3条では市町村による被害防止計画の策定、第4条では、被害防止計画を定めた市町村では、都道府県にかわって被害防止のための鳥獣の確保の許可権限の行使、第5条では国は必要な財原上の措置を講ずると規定されており、市町村の被害防止計画に則した取り組みをソフト、ハード事業の両面から総合的に支援するものであり、鳥獣被害防止を目的とする唯一の国の事業ということになっております。

しかしながら、昨年11月の政府行政刷新会議の事業仕分けにより、予算要求どおりが2名、予算要求の縮減が2名、計上見送りが1名、自治体に任せるとの意見が8名で、重要な課題であることは認識しつつも、提示していただいたソフト、ハードの施策に関しては国ではないだろうという意見でございました。そして、国、または県をまたがる動物等の移動にかかわる情報管理に特化してほしい、このようなものであり、全体としての結論は自治体に任せるという結論となりました。その結果、交付金は減額となり、2009年度の28億円から、今年度は22億3,800万円に減額、農水省は事業仕分けされたから、それ以上のコメントはないとの発表をされております。

特に京都府内の亀岡市以北10市町の削減はさらに大きく、2009年度の5,000万円から2,175万円の半分以下に減額、市町村要望額の、実に4分の1以下で、京丹後市や福知山市では減額により農家、行政は頭を抱えている状況でございます。このことを踏まえ、次の件につきまして、町長のご見解をお聞きしたいと思っております。

一つ目は、当町での有害鳥獣の確保内容、農作物や人的及び耕作物の被害状況、クマ出没時の緊急広報件数、猟友会等の依頼団体、また、有害鳥獣の被害を受けないために実施された対策もあわせて、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

二つ目は、対策は、今のままで十分であるとお考えでしょうか。

三つ目は、事業仕分けによる交付金減額による本町への影響。

以上となります。これで、私の第1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員のご質問、鳥獣被害の対応についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目、有害鳥獣の捕獲内訳、被害状況等についてお答えいたします。

平成21年度の捕獲実績につきましては、猟期も合わせまして、イノシシ266頭、シカが457頭、タヌキ10頭、アナグマ21頭、ヌートリア28頭、アライグマ16頭、カラス5羽となっております。

農作物被害につきましては、近年、イノシシ、シカの被害だけではなく、アナグマやヌートリア、アライグマなどの小動物による被害もふえてきている現状にございます。人的被害につきま

しては、宮津警察署に問い合わせましたところ、本町内で車との接触事故が、シカが3件、イノシシ4件の計7件発生しているということでございます。発生場所につきましては、幾地が3件、与謝2件、加悦奥1件、下山田1件となっております。耕作物被害につきましては、河川にあるファブリダムがヌートリアによりまして、ひっかき傷で破傷した事例や、あるいはアライグマなどが屋敷内の耕作物等に悪さをするといった事象も発生しております。また、クマの出没時等の緊急広報件数につきましては、本年4月1日から8月31日までに加悦地域4件、野田川地域12件、岩滝地域3件の19件。クマに対する警戒を呼びかける情報を防災無線、FM告知放送等で放送しております。

また、区長さん等がみずから放送していただいているケースもございます。現在は、インターネットによる目撃情報やお知らせ版、広報よさのCATVによるクマ番組の放送等により、クマに関する注意喚起や自己防衛の方法など、積極的な広報に努めているところでございます。

有害鳥獣駆除の依頼団体数につきましては、与謝郡猟友会と宮津猟友会岩滝支部の2団体となっております。また、当町が実施しております有害鳥獣被害を受けないための対策につきましては、まず一つ、従来どおり箱わなやおりによる有害鳥獣の捕獲及びより効果的な駆除を行うため、広範囲に猟友会や地域が共同し、猟犬なども使用して行う広域捕獲事業の実施。

二つ目が電気柵、フェンスなど防御施設の設置に対する補助、及びより有効な電気柵等の設置方法の指導。

3が山すその低木や草を伐採し、森林と農地の間に緩衝帯を設けるバッファゾーンの設置。

4番目に、新規狩猟免許取得に対する補助。

5番目に、農業者を対象とした鳥獣害対策の研修会などがございます。

2番目の対策は、今のままで十分であると考えられているかについてでございますが、これは十分ではないというふうに考えております。これまでに実施してきました、さまざまな被害対策にもかかわらず、なお増加、激化傾向にあり現下の喫緊の課題として、さらなる改善を図る必要があるというふうに考えております。

京都府丹後2市2町、丹後管内の猟友会、農業共済組合で組織しております丹後地域野性鳥獣被害対策チームでは、今年度、各市町にモデル地区を設定し。

一つ、生息環境を改善し、里に近づけない、そうしたバッファゾーンの整備。

二つ目に、防御柵を設置し、里に入れない。防御後の点検、補強、管理などの徹底。

3番目に、有害鳥獣を捕獲するわな、おりによる捕獲、広域捕獲、新しい捕獲方法の検討。

4番目に、地域が一体となった取り組みといたしますように、これら四つの活動を総合的に展開し、有害鳥獣被害の軽減を目指し、関係機関と連携して事業や活動を行う予定となっております。

本町もモデル地区を設定し、さらに町内全域に有害鳥獣対策を強化してまいりたいというふうに考えております。

3点目の被害防止計画の策定につきましては、過日の勢旗議員からのご質問にお答えいたしましたように、特別措置法施行後、直ちに平成20年度に策定を完了しております。

4点目の、事業仕分けによる交付金への影響につきましては、平成20年度、21年度につきましては、事業費200万円の割り当てを受けておりましたが、この平成22年度につきましては、割当額が113万円と大幅な事業費の減となっております、当初予定しておりました捕獲

おり購入台数の減、バッファゾーンの整備面積の減といった事業量を減らさなければならない現状となっております。

5点目の関係団体等の連携につきましては、2点目のご質問でお答えさせていただきましたとおり、地域が一体となった取り組みが重要であるというふうに考えております。有害鳥獣被害は農林産物への被害のみならず、道路や民間付近に出没するなど、生活環境に影響を及ぼす深刻なものとなっており、農業者だけの問題ではなく、集落全体の課題になってきているというふうに思いますので区民、農業者、猟友会、行政が一体となって連携し、総合的に取り組みを行うことで、被害を軽減させなければならないというふうに考えております。

京都府に対しましては、市町村だけでは限界があることをくんでいただき、都道府県のみならず国に対しても予算の拡大や規制の緩和などを働きかけていただき、まさに国全体の課題であるということをお認識いただくようお願いしたいというふうに考えております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ご答弁ありがとうございます。

イノシシ266頭、シカ456頭ということで、全国的に有害鳥獣捕獲数は増加しているものの、被害の推移というものは高まり傾向で推移していることから、本町でも生息数等は減少していないものと考えております。イノシシ、シカの農作物被害は、さることながら。京都府下でもクマの出没が相次いでおります。

京都新聞によりますとクマの出没が相次ぐ府内目撃、8月末まで過去最多、府によるとクマが民家の敷地にかくれて保管している農作物をあさったり、果物をねらって果樹園に姿を見せるなど、府北部、中部で目撃情報が相次いでいる。

8月31日には、京丹後市峰山町で、男性がクマに襲われ、顔や足に2週間のけがを負った、4月から8月末までの目撃件数は385件で、昨年同期163件の2倍以上となった。

地域別では、丹後219件、中丹148件、南丹18件となっている。例年なら15頭前後の有害捕獲も、ことしは既に17頭にのぼっている。府や専門家によりますと、どんぐりが不作の年はえさを求めて秋に人里で出没が多くなる。ただ、ことしはどんぐりが実をつけていない春から夏にかけて既に出没が相次いでいる。理由は不明という。昨年を目撃情報は、10月にピークを迎える、ことしはどんぐりが不作と見込まれるため、府は今後さらに出没がふえると見て、各振興局を通じて注意喚起を始めたとあります。

石川ではですね、9月2日、3日ですね、クマが出没したというFM放送での告知を聞かせていただきまして、こういったFM告知であったり、インターネットであったり、こういう注意喚起というものも徹底していただいております。ありがたく思っております。こういった人的被害を出さないように、当町のほうでも努力していただきたいと考えております。

次に、対策は今までのままで十分であるとお考えでしょうかという質問をさせていただいたわけですが、これは大変難しい問題で、当町が出しておられる被害防止計画の中にも、基本的方針の課題に、わな猟免許者は増加したが、銃猟免許保持者は増加しておらず、処理にかかる負担が銃処理者に集中しているとございます。昨日の町長の答弁にもございましたが、この鳥獣問題につきましては行政、猟友会、地域が一体となって取り組むことが大切だということにおっしゃっ

ておりましたが、この駆除になっております猟友会の会員の方の高齢化、また減少といったものが、これは全国的でもあります問題となっており、当町の有害鳥獣駆除者、駆除従事者ですね、これが第1種銃猟、わな猟合わせて40名というふうにお聞きしております。

私のおじも、これに参加、参加というか従事させていただいておまして、僕も小さいころからよく見て、今現状も見ておる状況なんですけれども、従事者の確保といった課題ですね、これについては、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本当に、この件につきましては、いろんな町内の町政懇談会でも多くの地域からこういうことが出ておりました。先ほどおっしゃいましたように、なかなか銃での捕獲といたしますか、対策につきまして、していただける方が高齢化しているということと、それから取得するのに大変なお金がかかるということと。

最近、ちょこちょこと、それによります事故がございますので、それらも含めて考えると、非常にリスクが多いというふうなお声も聞かせていただいております。しかし、一定のルールのもとにさせていただくためには、こうした新規の狩猟免許取得者に対する、そうした補助等も、もう少し充実させる必要があるのかなというふうにも考えておりますが、それと与謝野町のホームページを見てみまして、クマの目撃情報というのに大変、やっぱり多くの皆さんがアクセスしていただいております。役に立ったか、立たないかというのは、ほかの情報よりも一番多いような、私は気がしているんですよ。もう与謝野町の地図の中、この野田川を挟んで向こう側といいますか、非常に目撃情報が多くて、いろいろと注意を喚起はしておりますけれども、ただ単に作物が荒らされるということだけではなく、人に被害が起こらないような、そうしたことが必要でないかなと、もう少し啓発が必要でないかなというふうに思っております。

それぞれの動物に対しましても、いろんな対応がありますけれども、ことしの夏は、お墓にお花を供えておりましたら、その中の菊とケイトウ、ユリは残っておりましたけれども、見事きれいに花がなくなりました。恐らくシカのしわざではないかなと思いますけれども、本当に我々の身近までシカや、そうした動物たちが出てきているということは、この異常気象も関係しているのかもわかりませんが、できるだけ、実がなくても早く実を取っていただいて、そうしたえさを残さないように、また被害に遭わないように、木にはカバーになるようなものを巻きつけるとか、いろんな対策等も住民の皆さんにも、もっとお知らせする必要があるかなと。

それから、山に入りますときには、必ずクマに出遭わないように鈴をつけるとか、基本的なところで、ここは山でないから大丈夫だとかいうことは、もうない状況だと思いますので、もっとこれといった有効な手だてというものはございませんけれども、今までにも増して、もっと啓発をする、あるいは具体的な対策を講じていくということ、もう少し十分に、ではないですけども、皆さんとともに検討していく必要があるというふうに感じております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 先ほどのご答弁ですが、きのう勢旗議員さんからご質問がありましたが、猟銃免許取得等による経費ですね、取得の経費もさることながら、年間の、この経費も、例えばわな猟であれば2万円、銃猟のみであれば3万3,000円とか、こういった金額が負担で、この経費がかかるからというようなことで、きのうもおっしゃってございました、そういった面でも、先

ほのご答弁でもありましたが、今現状として取得の際には2万円ですか、補助をしていただいておりますが、この維持管理、維持にかかわる経費のほうも前向きに考えていただいたらありがたいなと思っております。

次に、3点目の事業仕分けによります交付金減額の本町の影響ということで、先ほどもお話しさせていただきましたけれども他府県、京丹後市ですね、京丹後市であったり、京丹後市なんかでいきますと、2009年度の要望の満額513万円が。失礼しました。

今年度は要望の92.1%の242万円、福知山市では2009年度の満額交付710万円から315万円ということで、非常に苦しいというか、住民の方々というか、市町村の負担、それから個人の負担というのが非常に大きくなっている現状ではございますが、本町の場合は、きのう町長からご答弁もありましたとおり、平成20年は460万円、平成21年度は1,470万円、本年度ですか、22年2,000万円という。これは未来づくり交付金なんかを活用していただいて、本当に努力していただいております。また、この件に関しまして重要視していただいている結果だと、このように私は認識しております。

その点、今後ですね、来年のことになるのかもわからないですが、こういった状況の中で、このまま予算ができるのか、それとも減額のほうに向かうのかという、町長のご意見をお願いしたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした有害鳥獣対策につきましては、いろんな方法があるというふうに思いますし、今のところ、こういう形での補助をさせていただいたり、新たな一定の補助制度を設けた、そういう支援をしておりますけれども、それが、ことしでも精いっぱいでございますので、来年についてどうかということについては、明確に言うことはできませんけれども、やはり一定の助成というものは、し続けなければならないのかなというふうな認識ではおります。

なかなか、やりましても効果が上がってこないということについては、やはり人命のこともございますので、いろんな方法を担当課を通じて皆さん方と協議する中で決めさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございます。

この問題に関しましては非常に厳しいというか、難しい問題ではありますし、大変、担当課の方もご苦労されておると思っております。これも行政と住民の皆さん、地域の皆さんですね、それと猟友会の関係機関の方々と本当に、どういいますか、イノシシやシカたちも生きるためにもものすごく、どういうんですか、必死でやっている、こちらのほうも、それなりに真剣に取り組んでいかなければ、これは解決する、イタチごっこみたいな感じになってしまって、やらざるを得ないようなことがありますけれども集落、農家を守るといった面でも、このところは本当に重要視していただきたいということと。

府なんかに対しても、要望を出していただきますようお願いしまして、私の質問を終わらせていきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この件につきましては、府のほうも十分承知をしておられるというふうに思いま



すし、どこまでどういう補助が続けられるか、その辺のところはちょっと私自身はわかりませんが、これは本当に大きな声を上げていかなければならないなと思っております。まだ、今のところサルが余りいないので助かっておりますけれども、本当に京丹後市あたりは、サルの被害というのも大変だというふうにお聞きいたしておりますので、非常にこういう天候がおかしい中で、なかなか動物たちとのすみ分けができない、そういう厳しい状況になっているということだと思いますが、まずやはり町民の皆さんを守る。また、その土地を守るということでは、やはり真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、9月13日午前9時30分から、一般質問を引き続き行いますのでご参集ください。  
お疲れさまでした。

（散会 午後 3時57分）